

るに此に以三五日と云ひ。又傳曆一説にも。吾以來年二月五日。或説曰。二月二十二日必死。竟如其言。明年二月二十二日無病而逝。とあり。この事既に上に云り。○時人之彼此。舊本之字なきよろし。○大日本史本年の紀に。冬十二月二十一日癸酉。穴穂部間人皇后崩。註。法隆寺金堂釋迦佛銘文。二十一日癸酉據法王帝説とあり。十二月二十日癸酉也。一は誤なること既に云り。かく記されたるは。然ることなれども。聖徳太子の薨を。本書の舊文のまゝに。此年の二月五日に載せなから。母後の崩をこゝに載せては。引書の意にたかへり。母後の崩は。必太子薨の前年ならては叶はず。こゝに擧たるは。編者の疎漏をまぬかれす。○奈末伊彌買。本に末を未に作れり。今水戸本集解に據て改む。次なるも同じ。○新羅。通鑑に因るに。眞平王四十二年にあたり。○以表書。考云。此前にも表書あれども。朝貢の度の表書は。此時よりと云事か云り。按に凡新羅上表云々十二字。注文の本文になれるなるへし。信友もしかいはれたり。さらば表書を。此時に始まれりといふへからす。

三十一年
癸未

三十一年秋七月。新羅遣大使奈末智洗爾。任那遣達率奈末智。並來朝。仍貢佛像一具及金塔。并舍利且大灌頂幡一具。小幡十二條。即佛像居於葛野秦寺。以餘舍利金塔灌頂幡等。皆納于四天王寺。是時大唐學問

者。僧惠齊。惠光。及醫惠日。福因等。並從智洗爾等來之。於是惠日等共奏聞曰。留于唐國學者。皆學以成業。應喚且其大唐國者。法式備定珍國也。常須達。

三十一年。今年癸未にあたり。然るに通證に。以長曆考之。一字衍。集解に三十年に作て。原作三十一年。推長曆改とあり。秘閣本考本信友校本にも。一字刪れり。何を以長に。當てしにや。甚く杜撰なり。大日本史に。本書に従はれたるは。必然あるへし。太子傳曆に。太子薨後癸未年とあるなとより。しか改めたるにか。太子薨を三十年壬の事と見れば。本より其翌癸未は三十一年なり。又太子薨を二十九年のことと見たらんにも。中一年即三十一年なりを隔て。薨後癸未年と記さむに妨なし。かにかく。一字を削れるは私なり。従ふへからす。○奈末智洗爾。本に末を未に誤れり。次も同じ。智洗爾の智。下文に遅とあり。洗水戸本先とあり。下も同じ。○達率奈末智。達率は百濟官名。奈末は新羅の官なり。通證に。此蓋新羅官名。以奈麻爲姓也とあれど。二國の官を兼て有ちたりし人とす。智下文に遅とあり。○佛像一具。水戸本云。具恐軀と云り。さもあるへし。○大灌頂幡。本に灌を觀に作る。今水戸本考本集解に據て改む。下も同じ。佛說大灌頂神咒經あり。集解引弘法大師秘藏記曰。世人以幡號灌頂。是以幡功德。先爲輪王。後成佛。名爲灌頂。以果名因

也。注曰。造幡流河水。利魚類。或張虛空。益過下族。以幡名灌頂。是得證佛果義也。以因從果立名也。とあり○萬野奏寺。十一年紀に蜂岡寺とある是なり○惠齊。秘閣本釋紀太子傳曆。齊を濟に作る○醫惠日。舒明紀に醫師惠日とあり。續紀。天平寶字二年。藥司正六位上難波藥師奈良等十一人言。遠祖德來。本高麗人。歸百濟國。昔泊瀬朝倉朝廷。詔百濟國。訪求才人。爰以德來貢進。德來五世孫惠日。小治田朝廷御世。被遣唐。學得醫術。因號藥師。遂以爲姓。今愚闇子孫。不諭男女。共蒙藥師之姓。竊恐名實錯辭。伏願。改藥師字。蒙難波連。許之。とあり。姓氏錄右京諸蕃。難波連。高麗國好太王之後也。清和紀。右京人隼人正難波連鬘麻呂。同姓伊豫權掾實得。縫殿少允清宗等。賜朝臣とあり。續紀聖武帝時。各那庚受。賜難波連。豈亦此族歟。と氏族志に云り。さて惠日唐より歸れることを載せて。始め入唐を載せず。缺文なるへし○從智洗爾等來之。太子傳曆云。秋七月。新羅任那使等並來朝。仍貢佛像金塔。舍利大小幡等物。又大唐學問僧慧濟。慧光。慧日。福因等來。二國使並僧等。聞太子去年薨。各向墓門。舉哀大哭。相語曰。非王之本意。何處獻佛像舍利等。領客教諭令貢朝廷。とあり。

是歲。新羅伐任那。任那附新羅。於是天皇將討新羅。謀及大臣。詢于群卿。田中臣對曰。不可急討。先察狀以知逆。後擊之不晚也。請試遣使覩其消息。中臣連國曰。任那是元我內官家。今新羅人伐而有之。請

戒戎旅。征伐新羅。以取任那。附百濟。寧非益有于新羅乎。田中臣曰。不然。百濟是多反覆之國。道路之間尙詐之。凡彼所請皆非之。故不可附百濟。則不果征焉。爰遣吉士磐金於新羅。遣吉士倉下於任那。令問任那之事。時新羅國主遣八大夫。啓新羅國事於磐金。且啓任那國事於倉下。因約曰。任那小國。天皇附庸。何新羅輒有之。隨常定內官家。願無煩矣。則遣奈末智洗遲。副於吉士磐金。復以任那人達率奈末遲。副於吉士倉下。仍貢兩國之調。

田中臣。姓氏錄。右京皇別。田中臣。武內宿禰五世孫。稻目宿禰之後也。天武紀。十三年十一月。田中臣賜姓曰朝臣。とあり。さて田中臣。下名缺たり。田中臣。稻目宿禰之後とあれば。馬子の弟または姪などにもあるへし。○中臣連國。續紀二十九。延曆七年六月。前右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂薨。曾祖國子。小治田朝小德冠。父意美麻呂。中納言正四位上。とあり。此にも考本契冲本。國下子字あり。下も同じ。按に大中臣本系帳に。中臣可多能祜大連公有三子。曰御食子。曰國子。曰糠手子。國子之子國足。國足之子意美麻呂とあり○請戒戎旅云々取任那附百濟。是歲。百濟武王二十三年なり。此後何御代にか。任那を百濟に附玉ひけん。孝德紀詔に。

中間以任那國。屬賜百濟。とありて。百濟調使の。任那使并に調を兼領して。來れること見えたり。○寧非益有于新羅乎。通證云。言寧益於使新羅有之也。舊讀非と云り。さる意なるへけれと。聊かむつかし。又讀も穩かならねと。今姑くそれに據れり。○反覆之國。集解云。按百濟當聖明王之世。忠于國家。其後多反覆譎詐。此有此語也。と云り。彼日羅か。百濟國の内情を奏せしなど。其頃より既に貳心を懐けるさま見えたり。○新羅國主は。眞平王四十四年にあたれり。○因約曰。秘閣本因下以字あり。○附庸。通證云。保登須加乃久爾。釋同。未詳。按に邊塞の禮王制附于諸侯。曰附庸。註小城也。說約曰。民功曰庸。其功勞附大國。而達於天子。曰附庸。一曰庸城也。猶屬城也。亦謂之影國。とあり。○遺奈未智洗遲。本遣字なし。今中臣本通證所引一本に據て補ふ。未を未とあるは改む。遲上文智に作れり。

然磐金等未及于還。即年以大德境部臣雄摩侶。小德中臣連國。爲大將軍。以小德河邊臣禰受。小德物部依網連乙等。小德波多臣廣庭。小德近江脚身臣飯蓋。小德平群臣宇志。小德大伴連。名闕小德大宅臣軍。爲副將軍。率數萬衆。以征討新羅。時磐金等共會於津。將發船。以候風波。於是船師滿海多至。兩國使人望瞻之。愕然乃還留焉。更代堪遲大舍。爲

任那調使。而貢上。於是磐金等相謂之曰。是軍起之。既違前期。是以任那之事。今亦不成矣。則發船而渡之。唯將軍等始到任那。而議之。欲襲新羅。於是新羅國王。聞軍多至。而豫懼之。請服。時將軍等共議。以上表之。天皇聽矣。

大德境部臣雄摩侶。八年の下に出。蘇我同族なるがゆるに。冠位も大德を賜はれるなるへし。冠位通考の說はわろし。
○河邊臣。二十六年紀に出。○物部依網連。十六年紀に出。○波多臣。記孝元段に。建内宿禰之子。波多八代宿禰者。波多臣祖。天武紀。十三年十一月。波多臣賜姓曰朝臣。と見ゆ。波多は祖名に因れるなり。
其も地名。大和又河内にあり。既に出。氏人にては。此後持統紀に羽田朝臣齊。續紀に。波多朝臣。後廢帝紀に八多朝臣百島。清和紀に。右京人外從五位下岡屋公祖代。及貞介。貞幹。並賜姓八多朝臣。など見えたり。氏族志に。除三條帝時。有因幡大掾八宿禰。姓氏錄。八田氏皇別有眞人朝臣。神別蕃別並有造。唯宿禰不知所出。姑附于此。と云り。○近江脚身臣。近江臣。繼體紀二十一年に出。脚身臣も同族なり。脚身は地名なるへし。通證に。式高島郡阿志都彌神社を引出たれと。由縁なかるへし。阿志都彌神社。今弘川村上野原にあり。善積郷八村の惣領守とす。○小德大伴連。名闕とあれと。囁連なるへし。囁は金村孫なり。既出。續紀に大德とあり。後に進みたるなるへし。○大宅臣。反正紀元年に出。○堪遲大舍。本に舍を倉に作る。今考本

所引一本。通證一本に據て改む。堪。通證一本に湛に作れり。○新羅國王。中臣本王を主に作る。○豫習。考本習を懼に作る。

冬十一月。磐金倉下等至自新羅。時大臣問其狀。對曰。新羅奉命以驚懼之。則並差專使。因以貢兩國之調。然見船師至。而朝貢使人更還耳。但調猶貢上。爰大臣曰。悔乎。早遣師矣。時人曰。是軍事者。境部臣。阿曇連。先多得新羅幣物之故。又勸大臣。是以未待使旨。而早征伐耳。初磐金等渡新羅之日。比及津。莊船一艘迎於海浦。磐金問之曰。是船者何國迎船。對曰。新羅船也。磐金亦曰。曷無任那之迎船。即時更爲任那加一船。其新羅以迎船二艘。始于是時。歟。自春至秋。霖雨大水。五穀不登焉。

阿曇連。八年紀及上文に見えず。皇極元年紀に。阿曇連比良夫蓋此。と集解に云り。○新羅幣物。通證に。是八年伐新羅之時事と云り。○早征伐耳。集解に。按八年。境部臣征伐新羅。蓋其時新羅多納幣物。以路境部臣。而請服也。又將得路。故再勸征伐。前期而發軍也。と云り。○海浦。中臣本。浦を津に作

る。○其新羅以迎船。信友本云。其以下十三字疑注文と云り。さもあるへし。

三十二年夏四月丙午朔戊申。有一僧。執斧毆祖父。時天皇聞之。召大臣。詔之曰。夫出家者。賴歸三寶。具懷戒法。何無懺忌。輒犯惡逆。今朕聞有僧以毆祖父。故悉聚諸寺僧尼。以推問之。若事實者。重罪之。於是集諸僧尼。而推之。則惡逆僧及諸尼。並將罪。於是百濟觀勒僧。表上以言。夫佛法自西國。至于漢。經三百歲。乃傳之。至於百濟國。而僅一百年矣。然我王聞日本天皇之賢哲。而貢上佛像及內典。未滿百歲。故當今時。以僧尼未習法律。輒犯惡逆。是以諸僧尼惶懼。以不知所如。仰願。其除惡逆者。以外僧尼。悉赦而勿罪。是大功德也。天皇乃聽之。

三十二年。中臣本考本及集解に。二を一に改む。通證にも。以長曆考之。月朔有差。蓋是三十一年也。と云り。されど大日本史には。本のまゝに作りて。夏四月戊申下。今推本年月日。干支當移在三十一年。

然本書及諸書。皆別爲三十二年。故不遽改。姑存舊文。と云り。輒く改めかたし○戊申。三日なり○毘
 祖父。太子傳曆に以斧殺祖父とあり○頼歸。秘閣本中臣本考本。頼を頼に作る。本の訓によるにも。
 とはしかありしなるへし○惡逆。律疏殘篇云。八虐。四曰惡逆。注謂毘及謀殺祖父母父母。殺伯叔
 父姑兄弟外祖父母夫。夫之父母。毘謂毘。毘謂謀計。自伯叔以下。即謂殺訖。若謀而未殺。自當不道。惡逆者常殺
 不。決不待時。不道者會赦。合原唯止除名而已。以此爲別。故立制不問也。
 あり。さて類史惡僧下に。三十二年四月戊午とあり。按にこの事本史に見えず。戊午は戊申の誤にて。こ
 の惡逆の僧の事を云るにか。さては三十二年とある類史も。本と同一年の差あり○諸尼。中臣本信
 友校本の一本に。尼上僧字あり○表上。考本水戸本。上表と作り○西國。天竺國なり○至于漢。後漢書
 西域傳に見えて。明帝時なり○經三百歲。通證云。佛教東流三百年。乃東晉廢帝元年とあり○至於百濟
 國。東國通鑑に。晉大元元年。百濟枕流王元年。胡僧摩羅難陀。自晉至百濟。王迎致宮內。禮敬焉。百濟
 佛法始此。三國史記。も同じ。集解に。按自明帝永平元年。至晉大元元年。三百二十五年。自大元元年。至欽明
 天皇十三年。百七十年也。と云り。されは一百年は。大數を云るなるへし。もしくは一百の下。七十二
 字を脱せしにもあるへし。○佛像。
 本書旁注に。像一本僧とあり○我王は。百濟聖明王なり○法律。通證云。佛家自有法律之在也とあり
 ○以外僧尼。本に尼字脱せり。今中臣本水戸本に據て補。

戊午詔曰。夫道人尙犯法。何以誨俗人。故自今已後。任僧正僧都。仍

應檢授僧尼。壬戌。以觀勒僧爲僧正。以鞍部德積爲僧都。即日。以
 阿曇連名闕爲法頭。秋九月甲戌朔丙子。授寺及僧尼。具錄其寺所造之
 緣。亦僧尼入道之緣。及度之年月日也。當是時。有寺四十六所。僧八百
 十六人。尼五百六十九人。并一千三百八十五人。

戊午。十三日なり○僧正。これ皇國に。僧官僧位の見えたる始なり。僧官とは。僧正僧都律師以下の
 諸職をいひ。僧位とは。法印法眼法橋以下の諸階級をいふ。而して僧正僧都律師を惣稱して。僧綱と
 稱す。即ち全國の僧尼を統領し。法務を綱持する職にて。僧官中。最も顯要のものなり。僧綱の制は。
 宋の贊寧の僧史略をはじめ。釋氏要覽等の諸書にもみえられたは。もと漢土の制を參酌して。制定せら
 れしものなるへし。僧正は僧史略に云。僧正者何。正政也。自正正人。克敷政令。故曰也。蓋以比丘無
 法。如下馬無轡勒。牛無貫繩。漸染俗風。將乖雅則。故擇有德望者。以法而繩之。令歸于正。故
 曰僧正也。此僞秦僧碧爲始也。釋氏要覽に云。梁普通六年。勅法雲爲大僧正。此加大字之始也。あ
 り。橘嘉樹の僧侶官位志に云。按するに後秦の時。僧徒の關に入るもの萬を以數ふ。頗ふる濫行多し。
 秦王之を思ひ。遂に僧正をおく。是れ僧徒の濫を正し彈するの官なり。因て僧正といふ。本朝にても。

推古天皇二十二年四月。僧の祖父を殺すものありて。濫行甚しければ。朝廷はしめて僧正を置て。僧尼を檢按せしめ賜へり。と云り○僧都。集解云。按彼有僧統。未見僧都。蓋此始所命者也。と云り。僧史略云。沙門統都云々。魏文帝勅曇曜。爲沙門都統。乃自暉公始也云々。齊則以法上爲昭玄號。法順爲沙門都。然都者雖總轄之名。九官多以都字。而降統一等也。僧侶官位志云く。僧都の字義内典に據らす。都は統なり。僧正に亞て僧徒を都る官なり。これを四分に別れば。僧正は長官。僧都は次官。律師は判官なり。と云へり。序に云。律師は釋氏要覽云く。實雲經云。具足十法。名律師。又律鈔解題云。律言善解一字。名律師云々。按るに一字とは。律の一字なり。○檢按僧尼。通證云。諸檢按之名出于此。と云り○壬戌。十七日なり○鞍部德積。水戸本積を穂に作れり。集解に。按蓋鞍作鳥之子。鳥出二十四年紀とあり。考へし○法頭。孝德紀に。以來目臣二輪色夫君。額田部甥。爲法頭とあり。元亨釋書に。置寺司曰法頭。後世玄蕃寮所掌職也。と集解に云り。通證云。壺囊抄。以法頭爲寺司者。恐不是。今俗謂唱導者爲法頭。蓋此是義也。と云り。さて法頭は。ホフトフ。ホフツ。又ノリノツカサなど訓り。何れか正しからむ。太子傳曆。奴連麻呂弟益浦。爲性堪領寺。爲法隆寺法頭。と云事あり○丙子。三日なり○按寺の上。類史。申字あり○其寺所造之緣。これ諸寺の緣起文なり○僧尼入道之緣云々。心地觀經云。發菩提心。捨離父母。出家入道。事物紀原云。唐會要天寶六年。制僧尼令祠部給牒。とある。これ度牒なり。元正紀養老四年正月。始授僧尼公驗。僧尼令に。凡僧尼有犯。准格律。合徒年以上者。還俗。許以告牒。當徒一年以上。義解謂。告牒僧尼得度公驗也。玄蕃式。

省先遺手實。申官。與民部共勘籍。即造度緣一通。省寮僧綱共署。問太政官請印。即檢其身。なとあり○度之年月は。得度の年月を録すを云て。是を度牒と云○寺四十六所云々。靈異記に。僧八百三十七人。尼五百七十九人。以觀勒爲大僧正とあり。聊異なり。或人云。寺四十六所は。佛渡來七十年の間に造る所を云。扶桑略記。持統天皇六年條に。天下諸寺。凡五百四十五寺。別施入灯分稻一千束。とあり。此三十二年より持統六年まで。纔六十五年にして。四百九十九寺益たり○一千三百八十五人。或人云。是を四十六寺に賦は。一寺に三十人に剩れり。寺院の廣大なりしを推へし。此後續紀天平九年九月條に。施兩京四畿二監。僧正以下沙彌以上。惣二千三百七十六人。綿并鹽。各有差。と見ゆ。此數を以量らば。天下の僧侶凡三萬人に餘るへし。と云り。

冬十月癸卯朔。大臣遣阿曇連名闕阿倍臣摩侶二臣。令奏于天皇曰。葛城縣者元臣之本居也。故因其縣爲姓名。是以冀之。常得其縣。以欲爲臣之封縣。於是天皇詔曰。今朕則自蘇我出之。大臣亦爲朕舅也。故大臣之言。夜言矣則夜不明。日言矣則日不晚。何辭不用。然今當朕之世。頓失是縣。後君曰。愚癡婦人臨天下。以頓亡其縣。豈獨朕

不賢耶大臣亦不忠。是後葉之惡名。則不聽。

阿倍臣摩侶。或本に麻呂上内字を補ひて。上文なる阿倍鳥子臣と同人としたるは。甚しき杜撰なり。別人なること云までもあらず○葛城縣。葛城の事は既に神武紀に出○元臣之。水戸本に元を先に作れり。先臣は先祖と云に同じ○本居。通證に。宇夫須那生土也。四季談云。宇夫須那乃神爾奉仕。今俗以生土神。混于氏神或産神者誤也。三代實錄曰。讚岐國梶洲。天川。宇夫志奈。神名式。尾張國葉栗郡宇夫須那神社。風土記云。慮入姫誕生之地故名。搜神記曰。本居廣信縣修里人とあり。塵袋二。地體部にも。うふすな引きたるなり。なほうふすな。景行紀にあり。さてこの氏の本居の事。次に云○因其縣爲姓名。按に蘇我氏の本居葛城なること。たしかなるものに見えねど。姓氏錄左京皇別。葛城朝臣。葛城襲津彦命之後也。とありて。襲津彦命葛城にすめることは。既に見えたる如し。其御女磐之媛皇后のために。葛城部を置玉ひしも。其本居なるか故なり。さて襲津彦命孫玉田宿禰。其子圓臣。葛城に住めることも。雄略紀に見えたり。されは嗣々に其地に住て。一族の本居と爲しものとおほゆ。さて襲津彦命の兄なる蘇我石河宿禰も。其もこなほ葛城に居住ることなどありて。此氏も。又葛城を本居とせしことありもやしけん。葛城縣者。元臣之本居也。と云る。即其よしなり。されと葛城には國造もあり。神武紀 天皇の御縣もありて。倭國の御縣其土地入交れる中には。蘇我の族の知れる地もありしなり。其證は。上宮法皇帝説に。葛木寺賜葛木臣

とあるを。太子傳曆には。賜蘇我葛木臣とありて。もと蘇我氏なり。釋紀引伊豫風土記載たる湯岡碑文に。法興六年十月。歲在丙辰。我法大王。與惠慈及葛城臣。遣遙夷與村とあるも。蘇我葛城臣なるへし。また崇峻紀に。葛城烏那羅とある人など。みな其氏なり。されは葛城に此氏の居りし事も明らかなり。皇極紀に。蘇我蝦夷大臣。祖廟を葛城高宮に立られしことあり。因_二其縣_一爲_二其姓名_一とある。即このよしなり。然るに記傳に。此事を心得ずと云れ。またこれを以見れば。蘇我は葛城郡にあるへきか如くなれど。今も曾我村高市郡に在て。葛城下郡の界に近ければ。古は此あたりまで。蘇我縣の内にもやありけんと云はれたれど。蘇我と葛城とは。もとより別處なり。もし右説の如くならば。蘇我葛木臣と云へきよしなし。このわかちなくはあるへからず。よく思ふへし。○常得其縣。葛城縣は。右に云るか如く。旨と天皇の御縣なるか故に。其を盡く賜りて。蘇我氏の右とせまく欲する詞なり○出之。莊二十二年傳。陳厲公蔡出也。杜注。姊妹之子曰出。また後漢書注に。出生也などある意なり○舅。倭名抄。母方乃乎知。爾雅云。母之昆弟爲舅などあり○夜言矣則。本に則字脱したり。今通證引一本水戸本及下文に據て補○亡其縣。本に亡を已に作る。今集解に據て改○則不聽。此大詔まことに貴し。正統記に。中古となりては。庄園多く立られ。不輸の處出來しより。亂國とは成れり。上古には此法の堅かりけるにや。と云れたるが如く。この頃となりては。王土を自家の庄園と爲たるか。國々に多かりしことを。歎き思召しけるに。今又大臣のかく迫り奉りたるを。何となく止め玉ひしなり。此天皇は。姫命には坐しかと。直正しき御心坐けることは。十五年二月の詔に。神祇を祭拜したまふへきよし。宣ひ出たる。太子と馬子と。餘りに佛を尊み。神を蔑する事を歎き坐し。今又馬子の威權を抑へ玉へるなど。尋常の御心

にして。かくは坐なんや。これには馬子輩も。何とも押返し奏すべき詞もなかりけん。いともくも。貴き大御詔なりかし。

三十三年
乙酉

三十三年春正月壬申朔戊寅。高麗王貢僧惠灌。仍任僧正。

三十三年。信友校本に引る交野本。及中臣本水戸本考本等に。三十二年に作る。既に通證集解等にも。長曆を以て考へて。しか云れたり。大日本史には。舊文に據りて。正月戊寅の下に。本書曰。春正月壬申朔戊寅。今推之。干支不_レ合。蓋誤_三二十二年。爲_三二十三年。今姑從_三舊文。と云り。これまた輒く改むへからず。○戊寅。七日なり。○貢僧惠灌。元亨釋書傳智云。慧灌高麗人。入_レ隋受_三嘉祥吉藏之旨。推古三十三年。貢_三于本國。勅住_三元興寺。其夏天下大旱。詔_レ灌祈_レ雨。灌着_三青衣。講_三論。大雨乃下。上大悅。擢爲_三僧正。後於_三河洲。創_三井上寺。弘_三三論宗。とあり。三論宗の祖なり。

三十四年
丙戌

三十四年春正月。桃李華之。三月。寒以霜降。夏五月戊子朔丁未。大臣薨。仍葬_三于桃原墓。大臣則稻目宿禰之子也。性有_三武略。亦有_三辨才。以恭_三敬_三三寶。家_三於飛鳥河之傍。乃庭中開_三小池。仍興_三小島於池中。故時人曰_三島大臣。六月雪也。是歲。自_三二月至_三七月。霖雨。天下大飢之。老者噉_三草

根_三而死_三于道_三垂_三幼者含_三乳。以母子共死。又強盜竊盜。並大起之。不可_レ止。

三十四年。中臣本水戸本交野本等に三十二年とあり。されど長曆に依るに。三十三年にては差へり。本のまゝにてよろし。次に云_三丁未。二十日なり。もし此年を二十三年とする時は。五月は甲午朔にて。丁未日なし。○大臣薨。扶桑略記に。推古天皇三十四年丙戌。五月二十日。大臣蘇我宿禰馬子薨。七十六歳也。遺言畫_三聖德太子像。自跪_三其像前_三之繪。張_三吾墓前_三云々。この事太子傳曆にも見えたり。○桃原墓。雄略紀に上桃原。下桃原。眞神原とあり。集解引_三太子傳備講_三曰。河内國石川東條。在_三太子御廟東南_三とあり。通證に。高市郡島莊村有_三荒墳_三疑此。とあるは信かたし。○性有_三武略云々。略記云。性稟_三武藝_三任_三大臣_三四十一。とあり。○家_三於飛鳥河之傍。大和志云。高市郡飛鳥村島莊村。有_三島宮古蹟_三即是。とあり。○島大臣。按に萬葉に島宮。島之榛原など見えたるは。惣て此島より出たり。○強盜竊盜。四字引合ヌスビトと本訓に云れど。倭名抄。竊盜和名美曾加奴須比止。群盜一云強盜。見_三唐律_三とあり。賊盜律云。凡強盜謂_三以_三威若力_三而取_三其財_三。先強後盜。先盜後強等_三。○大日本史云。是歲以_三蘇我蝦夷_三爲_三大臣。注に公卿補任。愚管抄。一代要記。とあり。

三十五年
丁亥

三十五年春二月。陸奥國有_三貉_三比_三人以歌之。夏五月。有_三蠅聚集_三其凝_三累

十丈之浮虚以越信濃坂。鳴音如雷。則東至上野國而自散。

貉。倭名抄。毛群部貉。說文云。貉。漢語抄云。似狐而善睡者也。猶訓字之奈。垂仁紀云。山獸。名。半士那。新撰字鏡。貉。半奈志。恐。半之奈。とあり。是は狸の一種にて。頭尖り。鼻出目青色。身は黄黒褐色と。本草啓蒙に記せり。なほ垂仁紀に云り。比人。本傍注一本。秘閣本。中臣本。比を化に作れり。比ならはマシリテの方なり。化ならはナリテなり。信濃坂は。信濃國伊奈郡と。美濃國惠奈郡との界なる山坂にて。既に日本武尊の段に出。これを指確日而言と。通證に云れたるは。甚く地理たかへり。次文に東至上野國而自散とあるに。似付はしきか如くなれと。昔より確日を指て。信濃坂と云ること更になし。

三十六年
戊子

三十六年春二月戊寅朔甲辰。天皇臥病。三月丁未朔戊申。日有蝕盡之。壬子。天皇病甚之不可諱。則召田村皇子謂之曰。昇天位而經綸鴻基。馭萬機。以享育黎元。本非輒言。恒之所重。故汝慎以察之。不可輒言。即日召山背大兄。教之曰。汝肝稚之。若雖心望而勿誼言。必待群言以宜從。

甲辰。二十七日なり。○戊申。二日なり。通證云。長曆曰。今曆推日食。得三月朔戊申。古曆以一大一小爲曆。故二日也。と云り。○日有蝕盡之。日蝕此に始て見えたるは。おのづから洩れたるなり。又云。所謂皆既也。通鑑唐太宗貞觀二年戊子。三月朔日食。とあり。即此日なり。蝕は榮なるへし。○壬子。六日なり。○不可諱。管子史記等に出。病の治らざるを云。舊訓にイユヘカラスと訓り。○田村皇子。即舒明天皇なり。敏達帝の孫。押坂彥人皇子の御子なり。田村は。皇子の御母糠手姫。一名田村皇女とあり。既に云り。○本非輒言。輒く言へきものにあらずと云の意なるへし。○不可輒言。秘閣本中臣本。輒を輕に作る。舊訓にカルカルシクと訓り。さて太子傳曆云。二月天皇不念。遺詔曰。田村皇子宜纂大業。仍詔山背大兄王曰。汝年少。宜從群臣。即崩于大殿。とあり。○山背大兄。太子傳曆に。山背大兄。聖德之子。母蘇我馬子宿禰女川上嬪。とあれと。拾遺記に引る上宮記の系に。法大王娶菴宜汗麻古大臣女子。名刀自古郎女。生兒山尻王。山背大兄王也。財王。俾支王。片岡王。四王也。とあるを正しとすへし。なほ其次に。尻大王。娶其妹春米王。生兒波王。麻里古王。弓削王。作々女王。加布加王。乎波利王。合六王也。とあり。法王帝說にも。聖王娶蘇我馬子叔尼大臣女子。名育古郎女。生兒山代大兄王。此王有賢尊之心。棄身命而愛人民也。後人與父聖王相濫。非也。次財王。次日置王。次片岡女王。以上四人。とあり。此も合り。大兄王の御子をも記して。右の作々女王の次に三島女王あり。其他にも御名に少しき異同あり。また補闕記にも出てたり。弓削王の次に佐保女王あり。傳曆も同じ。されど此女王は。多

○日本書紀通釋卷之五十四

米王の子に佐富女王あれば。補闕記或は姪を誤て孫と爲るならんと證注に云り。さてこの山背大兄王は。皇極紀二年に。入鹿の爲に殺され玉へり。下に出○肝稚之。肝を胸また心などに通はせても云。また心コノミ肝コノミなど連ねても云へれば。肝稚は心稚など云か如し。今にもよく言フことなり。然るに通證に。肝大。及大膽之語。本ニ於靈樞及孫思邈之言。と云れたるは非なり。自ら似たるまでなり○群言。尙書泰誓に出。

癸丑。天皇崩之。時年七十五。即殯モカリス於南庭オホニヘ。夏四月丁丑朔辛卯。雹零アラレフ。大如モシ桃子。壬辰。雹零。大如モシ李子。自春至夏旱之。秋九月乙巳朔戊午。始赴シ天皇喪禮モシ。是時群臣各誅シ於殯宮。先是天皇遺詔於群臣曰。比年五穀不登。百姓大飢。其爲朕興陵。以勿厚葬。便宜葬于竹田皇子之陵。壬辰。葬竹田皇子之陵。

癸丑。七日なり。記には戊子年三月十五日癸丑崩とあり。年と月とは合へり。十五日は差へり。但し癸丑は合り。記傳云。此記注に干支を記せること。上に例なければ。是は書紀に依て後に加へたるにや。又若もどよりの文ならば。書紀と干支の傳の異なるなり。書紀は丁未朔なれば。癸丑は七日なり。

此注にては己亥朔なりと云り○時年七十五。記傳云。此天皇の年紀違あり。崩年七十五ならば。欽明天皇の十五年に生坐るなり。然るに敏達天皇の五年に。皇后に立玉へるを。此卷初に十八歳とあるはいかゞ。其年は二十三歳にあたり。又三十四歳の時。敏達天皇崩とあるも違へり。かの天皇崩年は三十二歳にあたり。立后十八歳とすれば。二十七歳にあたり。いかゞ。崇峻天皇崩の年三十九歳とあるは合へとも。三十四歳云々とは合はず。と云れたるか如く。此天皇の御年は。すべて合はず。大日本史に。崩下不書享年。注曰。本書注。時年七十五。水鏡。皇胤紹運錄。皇代略記。皇年代略記。愚管抄。一代要記。並曰七十三。今從皇代略記丙子歲生算之。則實爲七十三。從本書十八歲立爲皇后之文。則七十六年也。未知孰是。と云り。さて記に坐小治田宮治天下。參拾漆歳とあるは。記傳に。此年數は即位の年より計へたるものなりと云れたるか如し。然るを集解に。參拾漆歳。蓋參漆歳。從十八歲立爲。○丁丑朔。本に壬午朔とあり。考本信友校本に據て改つ。集解にも推長曆改とあり○辛卯は十五日なり○壬辰は十六日なり○乙巳朔戊午。本に己巳朔戊子とあり。通證に當レ作乙巳朔戊午。十四日也。とあり。今乙巳は考本に據り。戊午は集解に據て改。大日本史にも。今推甲子。九月乙巳無戊子壬辰。必有錯誤。と云り○赴天皇喪禮。本に赴を起に。喪を哀に作れり。今赴は本旁注に據り。喪は秘閣本中臣本山田本に據て改めつ○比年。本に比を此に作る。秘閣本。通證引一本。集解に據て改○壬辰。乙巳朔を以算すれば。戊午は十四日なること。上に云る如なり。さて本月壬辰なし。通證に十四日と爲したるは誤

なり。信友本云。今推甲子。九月乙巳朔。而無戊子壬辰。蓋八月也。長曆曰。此月無戊子壬辰。必月日有誤。八月支干乎。と云り。按するに。八月乙亥朔の誤と見る時は。戊子は十四日。壬辰は十八日なり。されど。さる本をなれば。云り。何れも押當たる説也。大日本史にも。九月己巳朔。今推甲子。九月乙巳朔。無戊子壬辰。必有錯誤。と云れたり。

さて同史云。凡書葬地。不レ口。而書於嗣帝紀。然當此時。皇嗣未レ定。無所係屬。故書于此。と云り。

竹田皇子之陵。竹田皇子は。敏達帝の皇子。御母は天皇なり。さて天皇御陵の御事は。記に御陵在大野岡上。後遷科長大陵也。とあり。記傳云。大野岡上は。敏達卷に。十四年蘇我大臣馬子宿禰。起塔於大野丘北。設齊云々。とある地なるへし。

武都云。此地は高市郡なり。既に出。又天武紀に云々。到大野。以日落也。及夜半。到隱郡。

此大野は山邊郡にして。大和より伊賀の名振へ越る道にて。今は大野村大野寺あり。承元三年三月。後鳥羽太上天皇の御幸ありし。宇陀郡大野石佛といふこれなり。宇陀郡界近き所なり。又諸陵式に。大野墓。在大和國平群郡。

此墓大和志に。在高安村と云へり。なごもあれど。これらには非し。科長大陵。

師は大字は。上の誤かと云れしは。科長中陵あればなり。されど此は科長なる御陵ともの中に。大なる故に大と云なるへし。書紀に。竹田皇子陵。何處とも記されざるはいか。若は大野岡か。はた科長か詳ならず。

記に依れば。竹田皇子陵。大野岡なるへく。さて後に科長に改葬奉りし事の。書紀には漏たるなるへし。かの遺詔に。民の苦をおもほしめして。厚く葬ることを停め玉へるに。科長御陵は大陵とあれば。甚大なりと聞ゆれば。初に葬奉り御陵に非し。然るを扶桑略記に。竹田皇子陵。河内石川郡磯長山田と云諸陵式に。磯長山田陵。小治田宮御宇推古天皇。在河内國石川郡。兆域東西二町。南北二町。陵戸一烟。守戸四烟。

扶桑略記に。康平二年六月二日。河内國司言。上。盜人發推古天皇山田之由。と云へり。大和志に。在南山田村と云り。

前皇朝陵記に。こあり。一棚抄に南山田村字高家とあり。

日本書紀卷第二十二終

秘閣本中臣本終字なし

○日本書紀通釋卷之五十四

日本書紀通釋卷之五十五

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第二十三

息長足日廣額天皇 舒明天皇

息長は近江地名。天皇の御祖母は。息長真手王の女なれば。御母廣姫も始息長に坐しけん。故御母方の名を以。此天皇の御號とも爲しならん。足日は美稱。廣額は御容貌に據れるなるへし。又此天皇。田村皇子とも申奉れり。御母の御名。田村王とも申せりしに依れるなり。○舒明の御諡。出處未詳。集解に。淮南子原道訓曰。舒之頓於六合。卷之不盈於一握。約而能張。幽而能明。云云を引れたれど。かなへりともおもはれず。

舒明天皇紀

息長足日廣額天皇。淳中倉太珠敷天皇孫。彥人大兄皇子之子也。母曰糠手姫皇女。豐御食炊屋姫天皇二十九年。皇太子豐聰耳尊薨。而未立皇太子。以二十六年三月。天皇崩。九月葬。禮畢之。嗣位未定。

彥人大兄皇子。押坂彥人大兄皇子とも申せり。敏達御子也。○糠手姫皇女。彥人大兄の御異母妹なり。記云。日子人太子。娶庶妹田村王。亦名糠代比賣命。生御子。坐岡本宮。治天下之天皇。次中津王。次多良王。柱とあり。○葬の訓ミハ、フリは。後にハウフリと訓るより。うつりて云るなるへし。

當是時。蘇我蝦夷臣爲大臣。獨欲定嗣位。顧畏群臣不從。則與阿倍麻呂臣議。而聚群臣。饗於大臣家。食訖將散。大臣令阿倍臣語群臣曰。今天皇既崩無嗣。若急不計。畏有亂乎。今以詎王爲嗣。天皇臥病之日。詔田村皇子曰。天下大任。本非輒言。爾田村皇子。慎以察之。不可緩。次詔山背大兄王曰。汝獨莫諠謹。必從群言。慎以勿違。則是天皇遺言焉。今誰爲天皇。時群臣嘿之無答。亦問之非答。強且問之。

蝦夷臣は。馬子の子なり。○獨欲定嗣位。蝦夷の心に。此天皇を嗣位に立奉らむと定めたるもの。群臣の不從を願畏たるなり。此事次に云。太子傳曆。當此時。唯有田村皇子山背大兄王。大兄王。是上

宮聖德之子。母蘇我馬子大臣之女。其舅毛人臣。見亦爲大臣。民望所係。唯在此王。大臣欲令嗣位。恐群臣不協。大會朝臣問曰。誰可嗣位。群臣無敢先答。是日大部鯨子連。獨進曰。試以順遺詔。立田村皇子。不可更議云々。とあるは此紀と異なり。阿倍麻呂臣。已に出。蘇我氏に親しき人なり。これを集解に。孝徳天皇元年紀。安倍内麻呂臣と同人としたれど。證なし。詎王。平氏傳雜勘文に引るには。詎を誰とあり。天下大任本非輒言。この詔を推古紀には。昇天位。經綸鴻基。馭萬機。以亭育黎元。本非輒言。恒之所重。故汝慎以察之。不可輒言とあり。詳略の差別はあれど。同趣の御言なり。次に委く云へし。察之の一訓に。ミノラセヨとある義不詳。誤などあるか。矣。諛語。本議を護に作る誤なり。今活字本中臣本等に據て改む。字書に謹諱也とあり。集解には即て諱に作れり。

於是大伴鯨連進曰。既從天皇遺命耳。更不可待群言。阿倍臣則問曰。何謂也。開其意。對曰。天皇曷思歟。詔田村皇子曰。天下大任也。不可緩。因此而言。皇位既定。誰人異言。時采女臣摩禮志。高向臣字摩中臣連彌氣。難波吉士身刺。四臣曰。隨大伴連言。更無異。許勢臣大麻呂。佐伯連東人。紀臣鹽手。三人進曰。山背大兄王。是宜爲天皇。唯蘇我

倉摩呂臣更名雄當獨曰。臣也當時不得便言。更思之後。啓爰大臣知群臣不和而不能成事。退之。

大伴鯨連。拾遺記に。平氏傳文を引て。大部鯨子獨進云々とあり。鯨連は。既に蘇我氏に同意せれば。此言を先言へる也。○采女臣。記に。宇摩志麻遲命。采女臣之祖。姓氏錄右京神別。采女朝臣。石上朝臣同祖。神饒造日命六世孫。大水口宿禰之後也。和泉。采女臣。神饒速日命六世孫。伊香我色雄命之後也。とあり。天武紀。十三年十一月。采女臣賜姓曰朝臣。氏人は。天武紀に采女臣筑羅あり。稱德紀。天平神護元年二月。攝津島下郡人。右大舍人采女臣家麻呂。采女司采部。采女臣家足等賜朝臣。と見ゆ。氏族志に。按二年。采女造賜姓曰連。釋日本紀造作直。東大寺古文書。天平勝寶中。有但馬二方郡人。采女直。眞島。除目大成鈔。堀河帝時有出雲掾字彌宿禰延方諸姓。或不自出。故附于此。とあり。○高向臣。姓氏錄右京皇別。高向朝臣。武内宿禰六世孫。猪子臣之後也。記云。蘇我石河宿禰者。高向臣之祖也。とあり。高向は越前坂井郡。因幡八上郡の地名。河内錦部郡に今あり。天武紀十三年十一月。高向臣賜姓曰朝臣。氏人は。皇極紀高向臣國押あり。常陸風土記に。孝徳帝時。高向臣名 阪東總領たるよし見えたり。○中臣連彌氣。中臣本系帳に。御食子鎌足公の父。可多能祜大連の子とあり。姓氏錄に御食子とあり。○難波吉士。既に出。○許勢臣。崇峻天皇紀に出。皇極紀。小德巨勢臣德太。○佐伯連。崇峻紀に出。○紀臣。同紀に出。○蘇我倉摩呂臣。更名雄當。公卿補任に。馬子之子。倉山田麻呂之父。とあり。雄當は雄正に作れり。大日本史。倉山田石川麻呂

呂傳に。大臣馬子之孫。倉麻呂之子也とあり。

先是。大臣獨問。境部摩理勢臣曰。今天皇崩無嗣。誰為天皇。對曰。舉山背大兄。為天皇。此時山背大兄居於斑鳩宮。漏聆是議。即遣三國王。櫻井臣和慈古二人。密謂大臣曰。傳聞之。叔父以田村皇子。欲為天皇。我聞此言。立思矣。居思矣。未得其理。願分明欲知叔父之意。於是大臣得山背大兄之告。而不能獨對。則喚阿倍臣。中臣連。紀臣。河邊臣。高向臣。采女臣。大伴連。許勢臣等。仍曲舉山背大兄之語。既而便且謂大夫等曰。汝大夫等。共詣於斑鳩宮。當啓山背大兄王曰。賤臣何之獨輒定嗣位。唯舉天皇之遺詔。以告于群臣。群臣並言。如遺言。田村皇子自當嗣位。更誰異言。是群卿言也。特非臣心。但雖有臣私意。而惶之不得傳啓。乃面日親啓焉。

境部摩理勢は。太子傳曆に。大臣叔父蘇我境部臣境瀨とある是なり。此人の事既に出。次にも云へし。

舉山背大兄云々。大日本史に此事を。推古帝崩無嗣。時摩理勢姪蝦夷為大臣。竊與摩理勢議所立。摩理勢嘗與豐聰耳太子相善。建言當立山背大兄王。蝦夷欲以遺詔立田村皇子と書り。三國王。系詳ならず。櫻井臣。姓氏錄左京皇別。櫻井朝臣。石川朝臣同祖。蘇我石川宿禰四世孫。稻目宿禰大臣之後也。天武紀十三年十一月。櫻井臣賜姓曰朝臣とあり。櫻井地名なり。今大和國十市郡。櫻井村。櫻井驛。大和志に見えたり。氏は。東寺文書に。醍醐帝時。右京大屬櫻井觀藏あり。此裔なるへし。和慈古。名義未詳。鷲子の義か。叔父。集解に。按太子傳。大兄之母馬子之女。蝦夷即外叔父也。とあり。まことの叔父ならずとも。叔父と稱すること。既に云り。立思矣居思矣。萬葉集三に。立而居而。念會吾為流。十一に。立念。居毛曾念。紅之。赤裳下引。去之儀乎。河邊臣。推古紀三十一年に。小徳河邊臣禰受と云人みゆ。是人にや。曲舉。萬葉に曲を都婆良と訓み。委曲を都婆良可と訓り。又奥山之。八峯乃海石榴。都婆良可。ともあり。詳字をツマヒラカと訓るに同じ。ケクは辭なり。これを通證に。未比反婆也。とあるは誤れり。ツハラもツマヒラカも同言なり。反切など云へからず。又ツフサとも云り。ツハヒラケクのツハも。ツマも共に通へり。されはツマヒラケクと云に同じき也。謂大夫。秘閣本謂を語に作る。面を。マ子ハムと訓る。これも古語なれども。こゝにては少しいかゝかり。一訓にマツアハムとありしか。字畫の誤れるものなるへし。

爰群大夫等受大臣之言。共詣于斑鳩宮。使三國王。櫻井臣。以大臣之辭。啓於山背大兄。時大兄王使傳問群大夫等曰。天皇遺詔奈之何。對曰。臣等不知其深。唯得大臣語狀稱。天皇臥病之日。詔田村皇子曰。非輕輒言。來國政。是以爾田村皇子。慎以言之。不可緩。次詔大兄王曰。汝肝稚而勿誼言。必宜從群言。是乃近侍諸女王。及采女等悉知之。且大王所察。於是大兄王且令問之曰。是遺詔也。專誰人聆焉。答曰。臣等不知其密。既而更亦令告群大夫等曰。愛之叔父。勞思。非一介之使。遣重臣等而教覺。是大恩也。然今群卿所導。天皇遺命者。小小違我之所聆。吾聞天皇臥病而馳上之。侍于門下。時中臣連彌氣。自禁省出之曰。天皇命以喚之。則參進向于閤門。亦栗隈采女黑女。迎於庭中。引入大殿。於是近習者。栗下女王爲首。女孺鮪女等八人。并數十人。侍於天皇之側。且田村皇子在焉。時天皇沈病。不能

親我。乃栗下女王奏曰。所喚山背大兄王參赴。即天皇起臨之。詔曰。朕以寡薄。久勞大業。今曆運將終。以病不可諱。故汝本爲朕之心腹。愛寵之情。不可爲比。其國家大基。是非朕世。自本務之。汝雖肝稚。慎以言。乃當時侍之近習者。悉知焉。故我蒙是大恩。而一則以懼。一則以悲。踊躍歡喜。不知所如。仍以爲社稷宗廟重事也。我少以不賢。何敢當焉。當是時。思欲語叔父及群卿等。然未有可導之時。於今非言耳。

啓於山背大兄。本に兄字脱せり。秘閣本に據て補ふ。考本信友校本には。兄王の二字あり。○來國政。通證に。來謂將來也。とあれど。信かたし。京極本には來を乘に作れり。さらには非輕輒言。乘國政。など訓へきか。集解に此解を。文意險澁有疑と云るか如く。恐らくは脱字などありしものにもある。し。なほ秘閣本中臣本には。來國の間に之字あり。これも解しかたし。○慎以言之。推古紀及上文には。言を察に作れり。○勿を。マナと訓る。こは。既に仁德紀。六十。に云り。○既而更亦云々。以下大兄王の御言なり。○一介之使。史記に見えたり。左傳に一介行李。杜注に一介獨使也。とあり。○遣重臣。本に遣を遺に誤れり。今考本及集解に據て改む。

○所導。秘閣本導を導に作る。集解には道に作れり○小小。秘閣本中臣本に少々に作れり○門下。通證に如門下省之門下とあり○禁省。漢書注に本名禁中。漢儀注。孝元皇后父名禁。避之故曰省○閣門。宮衛令に凡應入宮閣門者。義解謂。兵衛所守謂之閣門也。とあり。こゝにては大凡に宮門を云るなり○栗隈采女。栗隈は山城地名。其處より出し采女なるへし。天武十二年。栗隈首賜姓。曰連とあり。そこに云り。○栗下。考本に下を本に作れり。近江國栗太郡あり○女孺。後宮職員令に女孺一百人。また内侍司下に。檢按女孺。義解謂。下條諸氏々別貢女。雖非氏名。欲自進仕者聽。などあり。さて女孺より采女になれるは。類史。天長七年。女孺伊勢國人村主宮道。遠江國人小長直縵。並補采女。とあり○鮪女。下に八口采女鮪女とあり。されは鮪は采の誤にて。女孺采女等とありしか。寫誤しなるへしと云る説あり○病不可諱。古訓に不可諱を。イユヘカラスと訓り○故の下。喚又召字などあらまほし○蒙是大恩。嗣位を授け玉へる詔を蒙り玉へるなり○群卿の間に。秘閣本中臣本臣字あり。されと衍なるへし。

吾曾將訊叔父之病。向京而居豐浦寺。是日天皇遣八口采女鮪女。詔之曰。爲汝叔父大臣。常爲汝愁言。百歲之後。嗣位非當。汝乎。故慎以自愛矣。既分明有是事。何疑也。然我豈登天下。唯顯聆事耳。

則天神地祇共證之。是以冀正欲知天皇之遺勅。亦大臣所遣群卿者。從來如嚴矛。簡之保慮。取中事。而奏請人等也。故能宜白叔父。

居豐浦寺。大和志。添下郡豐浦寺。初名向原寺。一名建興寺。舊在高市郡。この寺は蘇我氏の建たるか故に。そこに蝦夷も居りしにこそ遣八口采女。本に遣を遣に作る。今改む。八口は姓氏録に箭口朝臣。宗我石川宿禰四世孫。稻目宿禰之後也。持統紀に八口朝臣あれども。こゝは姓氏にはあらて。地名なるへし。天武紀に至八口岳而視京とあるは。今詳ならねど。飛鳥京の近地なり。こゝなるはそれにはあらし。されと何れの國とも知かたし。但し姓も地名より出たることは本よりなり○爲汝叔父。中臣本に爲字なし。衍なるへし。釋紀にも其説あり○天神地祇共證之。萬葉集に。天地之神。理无者社。また天地之神祇毛知寒など。天神地祇に掛て誓ふ事は。みな古の意なり。源氏にも。天地ことわりたまへ。催馬樂に。天地の神も證したへ。など後までも云り。さて此大兄王の。神かけて宣ふこといと貴し。これにつきて。此時の遺詔のこと。委くこゝに論ふへし。さるはまつ。上文なる田村皇子への遺詔に。天下大任本非輒言。爾田村皇子慎以察之。不可緩。とある御詔のまゝにては。解し奉りかたし。推古紀にこの詔を。昇天位。而經綸鴻基。馭萬機。以亭育黎元。本非輒言。恒之所重。故汝慎以察之。不可輒言。とある。この詔詞。同時の事なるを。かく二項に分て記されたるを併せて。今其御心

をむかへ考れば。天位に昇りて鴻基を知しめし。萬民を育する事は。大任にして輒く言へき事ならず。朕もこの御業をは。恒に重みしき。汝田村皇子も。慎みてこれを察せよ。輒く勿爲そ。この詔なり。これ此皇子には。位を授け玉ふにあらすして。いかてかゝる詔あるへき。されはこの詔にて。遺勅の旨は。明らかに知られたるか如くなり。故其意を得て。太子傳曆に。遺詔曰。田村皇子宜纂大業。と書したり。當時大伴の鯨連か言にも。天下大任也。不可し。因レ此而言。皇位已定。誰人異言。と云へり。さてまた山背大兄王への遺勅には。汝獨莫誼讓。必從三群言。慎以勿違。とある。これも此まゝにて解かたきを。推古紀には。汝肝稚之。若雖心望。而勿誼言。必待三群言。以宜從とあり。此二を併て考へまつれば。汝未だ肝稚し。心に皇位を望むとも。必獨して勿誼き言そ。群臣の議らひに頼て。慎み違ふこと勿れ。との御言なり。されは此皇子には。嗣位を授け玉ふまでの詔は。なかりしか如し。かくては異言すへきことなきか如くなれど。今熟ら按へば。この遺勅の趣は。田村皇子天位を知り玉へる後に。記し文と見たらむには。疑なきこと能はず。さるは山背大兄王の。群大夫等に告玉へる。遺勅のさまを見奉れば。右の趣に異なり。其は大兄王への遺勅に。朕今曆運終なんどす。汝は本より朕か心腹として愛寵せり。國家の大事は朕か世のみの務にあらず。汝肝稚しと雖も。慎て察せよとなり。かくては汝未だ肝稚しと雖。天下の政事は。此までの如くに。慎みて察せよとなり。これ皇位に即け玉はぬ御子に。かゝる遺詔あるへくもあらず。さては大兄王に天下を授け玉ふものゝ如し。されど此遺詔のさまは。大兄王の御口自出たる言なれば。疑な

き事あたはずとも云へけれど。此大兄王の御性を。よく思遺奉らは。疑ひなかるへし。其は下文に散見せし條々を拾ひてのへんに。此王佛道にあくまで染み玉ひし御心ならひは。さるものから。其御言の中に。諸惡莫作。諸善奉行。承斯言。以爲永戒。是以雖有私情。忍以無怨。復我不能違叔父。と宣ひ。また後に入鹿に攻られて。困苦み玉ひし時の御言に。三輪文屋君か勸めまつりて。東國の師を興して戦ひ玉はし必勝之。と申ける時の御言に。如卿所導。其勝必然。但吾情冀。十年不役百姓。以一身之故。故勞萬民。又於後世。不欲民言由吾之故。喪己父母。豈其戰勝之後。方言丈夫哉。夫損身固國。不亦丈夫者歟云々。又曰。吾起兵伐入鹿者。其勝定之。然由一身之故。不傷殘百姓。是以吾一身賜於入鹿云々。といふことあり。又其次の文中に。上宮王性順ともあるにて。此王の僞言など宣ふまじき御性なることも知られたり。さらは大兄王の御口より出たる言なりとて。疑はしき事なかるへし。此に既分明有是事。何疑也。然我豈餐天下。唯顯聆事耳。則天神地祇共證之。とのたまへる御言の。いとも切なるをや。これらの事ともを以察すれば。さきに天皇の遺詔とて。田村皇子にのたまはせしは。あらぬ作り言にて。まことには。此大兄王に。嗣位を授け玉ひしものと量奉られたり。然るに此王は。聖德太子の御子に坐て。御威勢も其世に盛なりしことなどありければ。蝦夷の爲には。御外姪ながら。いたく忌まれ玉ひしなるへし。故田村皇子に心をよせて。遺詔をさへに。あらぬさまに取かさりて言出たりしかと。其世の群卿たちの。思ふ所もいかにあらむと。其心々を引見ら

れたりしなり。故群卿等も。みな憚りて其答をなさりしに。大伴連鯨など。この蝦夷に諂ひ媚て。既從_二天皇遺命_一耳。など言出たりけらし。されど本より。天皇の遺命ならざる事を知れる輩は。山背大兄王。是宜_レ爲_二天皇_一と。固く執りて動かぬけしきあり。中にも蝦夷か叔父なる。境部摩理勢臣_{馬子}など。遂に從はさりしかは。此人を失はさらむ限りは。わか言の行はるまじき事を思ひて。叔姪の間に隙を生し。摩理勢に。あらぬ冤罪を負ふせ。併せて其子等をも。みな滅したり。さて遂に思ふか如く。田村皇子を位に即け奉りて。己か望を遂たりしは。いはむかたなき逆_{サカ}まなるものなりかし。さて立てられ玉ひし天皇の御上よりまをさんには。事の道理はおきて。天皇の御爲には。蝦夷は恩人とも申へきなれば。其世の史には。みな蝦夷をよきさまに記しよものなることは。本よりなり。されは先天皇の遺詔と云もの。みな當時のつくり言にして。眞實の遺勅は。知られぬ如くなりしものなる事は。此御世のみにもあらず。後々もためしある事なり。かく見以て行けは。此時の遺詔の。まことならぬ事は。其世に知りたるものもあらめと。當時の天皇の御爲に。たれも言出ぬこととはなりけらし。かつは此紀の撰者の御心にも。御父とます。天武天皇は。即舒明天皇の御子にませは。其御心しらひのなかりことも申かたし。此またさも有ぬへき御事情なり。これらの事。既に平田翁なども。しか見做したる説あり。よく史をよみたりし人といふへし。然るに此遺詔のさまを。ありの隨に心得て。太子傳曆などに。遺勅曰。田村皇子宜_レ纂_二大業_一。などしるしたるは。たゞ大凡に史をよみて。しか思ひしなれば。云に

も足らぬ事なりかし。近き頃栗田寛も。此事に心附て。蘇我氏專横より。舒明を押し立ててしに相違なし。當時諸大夫みな。其權威に壓せられたり見えたり。然るに日本史論贊に。摩理勢か事を。みたりに皇位を譲し。終に。死に及ひたるは宜也。など云るは。甚しき非なり。と云れたる。これまたさることともなり。○如嚴矛取中事而云々。これは君と臣との中間を。偏頗なく取持て。事行ふ人の譬に云り。釋私記に。凡取_レ矛立_レ地之時。必取_二其中_一。故云とあるか如し。大嘗會中臣壽詞に。本末不_レ傾。茂槍乃中執持氏。奉仕留。中臣本系帳に。高天原初而。皇神之御中。皇御孫之御中。執持。伊賀志梓。不_レ傾。本末。中良布留人。稱_二之中臣_一云々。これらは神と君との御中執持よしにて。言義も同じ事なり。嚴は矛を美稱て云詞。奏請は。天皇の御前に物白し。仕承る職を云なり○故能宜白叔父。君と臣との御中執持る人等なれば。その職を移して。叔父と大兄王との間をも。よきさまに執持申せと宣へるなり。

既而泊瀬仲王。別喚_二中臣連_一。河邊臣。謂_二之曰_一。我等父子。並自_二蘇我_一出之。天下所知。是以如_二高山_一恃之。願_二嗣位_一。勿_レ輒_レ言。則令_二三國王_一。櫻井臣。副_二群卿_一而遣之曰。欲_レ聞_二還言_一。時大臣遣_二紀臣_一。大伴連。謂_二三國王_一。櫻井臣曰。先日言訖。更無_レ異矣。然臣敢_レ之輕_二誰王_一也。重_二誰王_一也。於是數日之後。山背大兄。亦遣_二櫻井臣_一。告_二大臣_一曰。先日之事。陳_レ聞_二耳_一。寧違_二叔

父哉。

泊瀬仲王は。聖徳の御子にて。大兄王の異母の御弟なり。法王帝説に。聖徳法王。娶膳部加多夫古臣女子。名善岐々美郎女。生兒。春米女王。次長谷王。とあり。この王。仲王と申すは。大兄王の次にや生れ玉ひけん。太子傳曆及補闕記等には。近代王とあり。○我等父子並自蘇我出之。御父太子は。もこより蘇我氏の出なれとも。此王は右に見えたる如く。膳氏の女の生たるなれば。父子蘇我出とは申しかたし。按に後に。馬子女子刀目古郎女の御養となりなごし玉ひし事ありて。かく言へるか。○如高山恃之。蘇我氏をば。高山とも恃み居る事なれば。叔父にも疎には爲じ。必我等の事は。よき様に計り居ることなるへければ。此方よりは彼是と申さし。と語るなり。○陳聞耳。集解に。陳下疑脫三所字。とあり。

是日。大臣病動。以不能面言於櫻井臣。明日。大臣喚櫻井臣。即遣阿倍臣。中臣連。河邊臣。小墾田臣。大伴連。啓山背大兄言。自磯城島宮御宇。天皇之世。及近世者。群卿皆賢哲也。唯今臣不賢。而遇當乏人時。誤居群臣上耳。是以不得定基。然是事重也。不能傳導。故老臣雖勞。面啓之。其唯不誤遺勅者也。非臣私意。既而大臣傳阿倍臣。中臣

連。更問境部臣曰。誰王爲天皇。對曰。先是大臣親問之日。僕啓既訖之。今何更亦傳以告耶。乃大忿而起行之。適是時。蘇我氏諸族等悉集。爲島大臣造墓。而次于墓所。爰摩理勢臣。壞墓所之廬。退蘇我田家。而不仕。時大臣愠之。遣身狹君勝牛。錦織首赤猪。而誨曰。吾知汝言之非。以干支之義。不得害。唯他非汝是。我必忤他從汝。若他是汝非。我當乖汝從他。是以汝遂有不從者。我與汝有瑕。則國亦亂。然乃後。生言之。吾二人破國也。是後葉之惡名焉。汝慎以勿起逆心。然猶不從。而遂赴于斑鳩。住於泊瀬王宮。

小墾田臣。姓氏錄右京皇別。小治田朝臣。武内宿禰五世孫。稻目宿禰之後也。天武紀十三年十一月。小墾田臣賜姓曰朝臣。とあり。氏人にては。天武紀に小墾田猪手。小墾田臣麻呂等あり。○磯城島宮御宇天皇。欽明天皇なり。○遇。釋紀に適に作る。集解本に改めたり。○非臣私意。秘闕本非下唯字あり。○大忿而起行。明らかに知られたる事を。又重ねて問へるには。蝦夷に大に意味あることなるを知て。摩理

勢の大きく忿れるなり○造墓は。即馬子か桃原墓なり○蘇我田家。この蘇我は地名なるへし。田家は未詳○身狹君。本に狹身に誤れり。今中臣本に據て改。姓氏錄未定雜姓。牟佐公。吳國王青清王之後也。とある此氏なるへし。記に。天押足日子命。牟邪臣之祖也。また確略紀。○錦織首。欽明紀三十一年に出○干支之義は。幹枝之義なり。仁徳紀四十年に出。訓にコノカミオト、と訓るは非なり。ヤカラなど訓へし○他非汝是。舊讀非なり。他アシクテ汝ヨクハと訓へし○有瑕。有隙にて。心の合はざるを云。源氏床夏に。うはへはいとよきおんなかの。昔よりさすかにひまありける。

於是大臣益怒。乃遣群卿。請于山背大兄。曰。頃者摩理勢違臣。匿於泊瀨王宮。願得摩理勢。欲推其所由。爰大兄王答曰。摩理勢素聖皇所好。而暫來耳。豈違叔父之情耶。願勿瑕。則謂摩理勢曰。汝不忘先王之恩。而來甚愛矣。然其因汝一人。而天下應亂。亦先王臨沒。謂諸子等曰。諸惡莫作。諸善奉行。余承斯言。以爲永戒。是以雖有私情。忍以無怨。復我不能違叔父。願自今以後。勿憚改意。從群而无退。是時大夫等。且誨摩理勢臣之曰。不可違大兄王之命。於是

摩理勢臣進無所歸。乃泣哭更還之。居於家十餘日。泊瀨王忽發病薨。爰摩理勢臣曰。我生之誰恃矣。

頃者。本に頃を頃に誤れり。今改む○聖皇は。推古天皇を指申すなるへし○不忘。本に忘を忌に誤る。今考本に據て改○先王は。聖徳太子なり○臨沒。本に沒を設に誤る。今集解に據て改。考に訛とあり。○諸惡莫作諸善奉行。二句。涅槃經。増一阿含經等に見えたり○從群而无退。考本信友校本。群下臣字あり。本の訓に據に必ありしなるへし。退は集解に。按言勿退居とあり。其意なり○進無所歸。考本に引一本に。進下退字あり。

大臣將殺境部臣。而興兵遣之。境部臣聞軍至。率仲子阿椰。出于門。坐胡床而待。時軍至。乃令來目物部伊區比。以絞之。父子共死。乃埋同處。唯兄子毛津。逃匿于尼寺瓦舍。即紆一二尼。於是一尼嫉妬。令顯。圍寺將捕。乃出之入畝傍山。因以探山。毛津走無所入。刺頸而死。山中。時人歌曰。于泥備椰摩。虛多智于須家苔。多能彌介茂。氣菟能

和區吳能。虛茂邏勢利祁牟。

來目物部。雄略紀二年に出○兄子は。通證に胃子也と云るか如し。集解に兄を長に作るは。却て誤なり○瓦舍。通證に。此時雖レ寺。非佛殿ニ用レ瓦。故有ニ此名。と云り。なほ瓦舍の事は齊明紀に云り○即軒一二尼。此等は摩理勢父子に。冤を負せたる托言なること。次の歌にて明かなり○嫉妬の訓は。倭名抄後妻宇波奈利とあるより出し詞なり○走無所入。本に無字を重復せるは衍なり○于泥備椰摩。畝傍山なり○虛多智于須家苦。木立雖薄なり○多能彌介茂。憑歎なり。茂は辭なり○氣苑能和區吳能。毛津若子之なり○虛茂邏勢利祁牟。將隱有ニなり。守部云。此は山に籠れりし程の歌にて。未自刺頸死さりしほごに。時人の歌ひしなれば。山を探りし間。日比經たるへし。一首の意は。畝火山木立薄けれど。せめて其を憑みとしてか。毛津壯子かこもらせりけむ。あたら壯子を。誰を救ひ助くる人はあらさるか。彼蝦夷か惡を懲す人はあらぬか。下に含めたるなり。諸抄の釋おろそかなり。と云り。まことに此解の如くにして。時人か毛津を痛く惜めるなり。毛津まことに尼を好して。山に逃入などしたらんには。いかてかく人に惜まるゝ事などあるへき。一首の調を聞知る人は。毛津か。かゝる冤を被りたるさまを。言外に含みてよめる歌なることを知へし。さるにても。蝦夷は惡むべきものにそありける。

元年己丑

元年春正月癸卯朔丙午。大臣及群卿。共以天皇之璽印。獻於田村皇子。則辭之曰。宗廟重事矣。寡人不賢。何敢當乎。群臣伏固請曰。大王先朝鍾愛幽顯屬心。宜纂皇統。光臨億兆。即日。即天皇位。夏四月辛未朔。遣田部連名於掖玖。是年也太歲己丑。

丙午は四日なり○以天皇之璽印獻云々。先帝の崩は去年の三月なるを。それより此正月に至るまで。嗣位まします。其間に蝦夷か。とかくに計らひて。山背大兄王を廢し。摩理勢を殺しなどして。遂にかく田村皇子に。天皇之璽印を獻することゝはなりしなり。上件の事とも。其月日は記さねとも。九月葬禮畢之後とあれば。去年の冬中に。其奸謀全く成り畢りしなり。此間の事とも。多くは缺きて世に傳へすなりにけるは。いとあたらしき事なりかし○幽顯は。神人と云るも同じ。訓は其意を得たり○皇統は。通證に。皇統也。易疏。綜謂總聚一也。とあり。但し集解に。皇統未知所出。疑統誤。壺本作統。とあれば。さる本もありしなり。皇極紀に天宗と云る語もあり。なほそこに云へし○即天皇位。大日本史云。皇年代略記。皇胤紹運錄。一代要記等諸書。並云年三十七。水鏡云。四十七。按本書享年缺。今無所決。故不書。とあり。例に依に。こゝに以蘇我臣蝦夷爲大臣。如故とあるへきなり○田部連。天孫本紀。物部小前宿禰連公者。田部連等祖。とあり。氏は。天武紀に田部連國忍あり。又宿

禰姓も此族なるへし。東大寺正倉院文書に。聖武帝時。攝津大屬田部宿禰家主あり。稱德紀に。主計頭田部宿禰男足。同姓淡路守足島。白河帝時。日向人田部宗綱稱諸縣大夫と。宇佐大鏡に見え。後深草帝時。田部秀綱稱土持左衛門太郎と。葉黃記に見えたり。又物部倭古連公。依羅田部連等祖。と云るもあり。また氏族志に。羅日本紀稱德帝時。有外從五位下田部公吉女。公姓不知何族。とあり。○太歳己丑。年代紀を考るに。今年唐太宗貞觀二年に當れり。

二年庚寅

二年春正月丁卯朔戊寅。立寶皇女爲皇后。后生二男一女。一曰葛城皇子。近江大津宮。御宇天皇。一曰間人皇女。淨御原宮。御宇天皇。二曰大海人皇子。御宇天皇。夫人蘇我島大臣女法提郎媛。生古人皇子。更名大兄皇子。又娶吉備國蚊屋采女。生蚊屋皇子。

寶皇女。皇極天皇に坐す。押坂彦人大兄皇子御子。茅渟王の御女なり。天皇の御女姪にあたり坐り。寶は美稱か。又地名にもあるへし。倭名抄郷名に財部あり。天武紀に財日奉造あれば。姓氏にもあるへし。○后の上。信友校本云。一古本有皇字と云り。京極本にもあり。○葛城皇子。天智天皇に坐す。葛城は御乳母の姓なるへし。○間人皇女。孝德天皇の皇后に坐す。間人は御乳母の姓なり。○大海人皇子。天武天皇に坐り。本に人字脱たり。考本契沖校本及天武紀に據て補。○夫人の一訓ムラトシは。邑刀自

とありける邑を。ムラと訓あやまりしものと見えたり。○法提郎媛。名義未詳。訓もホホテと訓へきか。ホテと訓へきか。さたかならす。○古人皇子。孝德紀に出。更名も同紀になほ見えたり。○吉備國蚊屋采女。備中國賀夜郡あり。○蚊屋皇子。帝王編年記に。母姉子媛とあり。姓氏錄に。左京皇別。三島真人。出自諡舒明皇子賀陽王也。とあり。續紀を按に。孝謙帝時。無位垂水王子三室王。姪三影王。日根王。名邊王。廬原王子。安曇王。三笠王。對馬王。物部王。牧野王孫奈羅王。小倉王。猪名部王子大湯坐王。堤王。菟原王。二上王。野原王。礪波王等。皆三島真人姓を賜はれり。この王等。蚊野皇子の裔と見えたり。抄に三島朝臣あり。後に姓を改めたるものならん。

三月丙寅朔。高麗大使宴子拔。小使若德。百濟大使恩率素子。小使德率武德。共朝貢。秋八月癸巳朔丁酉。以大仁犬上君三田耜。大仁藥師惠日。遣於大唐。庚子。饗高麗百濟客於朝。九月癸亥朔丙寅。高麗百濟客歸于國。是月。田部連等至自掖玖。冬十月壬辰朔癸卯。天皇遷於飛鳥岡。傍是謂岡本宮。是歲。改脩理難波大郡。及三韓館。

宴子拔。考本に拔を祓に作れり。さて古訓に。宴音晏。掖音拜とあり。ある古訓に。アンスハイとよめ

り○丁酉。五日なり○大仁犬上君。推古紀二十二年に。唐に使はされて。翌年歸朝せり。その時の事を舊事紀に。大禮犬上御田歟とあり。其後轉昇して大仁になれるなり○藥師惠日。この人推古紀三十一年に。唐より歸朝せしことありて。そこに云り○遣於大唐。唐録曰。太宗貞觀五年。倭國遣使獻方物。太宗於其路遠。無令歲貢。と通證にあり。なほこの事唐書を引て次に云り○庚子。八日なり○丙寅。四日なり○癸卯。十二日なり○遷於飛鳥岡傍。信友校本に。遷下都字を補へり。飛鳥岡傍は。大和志云。高市郡逝回丘。在岡飛鳥二村間。蓋是とあり。舊都趾要覽云。高市郡高市村大字岡東光寺龍蓋寺通稱岡寺所在の地とあり。はやく玉林抄に。岡本宮は。桶寺のひかし逝回。即今の岡寺の地に礎のどころとあり。萬葉に。故郷豐浦寺尼私房宴歌。明日カカハユキノヲカノアキハキハ香河。逝回丘之。秋芽子者。今日零雨爾。落香過奈牟。などあり。この逝回と云る地は。いと廣き大名と見え。和州五郡神社名帳略解に。高市郡甘檉神社を。在逝回郷甘檉丘前。治田神社を。在逝回郷小墾田村。今日豐浦村御歲神社を。在逝回郷田口村。大野陸田噓。など見えたり。但し和名抄の郷名にはなし。逝回丘を。ユキタムヲカと訓るなどは。みたりなり。

○岡本宮。此宮又齊明紀に。二年於飛鳥岡本。更定宮地。遂起宮室。天皇乃遷。號曰後飛鳥岡本宮。とあるも同地なり。此宮。帝王編年記に。高市郡島東岳本地是也と云り。島は今島。莊と云處。丘本は今の岡と云處なり。さて岡本宮と云名。推古紀にも見えたり。大和志に在岡村と云り○難波大郡及三韓館。通證に及當作之。或衍。とあるはさることなり。拾遺記に引るには乃とあり。これは傍訓の乃字を。本文に寫し入たるならん。信友本にも衍と云り。さて難波大郡は。東生郡にて。已に推古紀に云り。三韓館は。欽明紀二十二年下に。爲唐客。造新館於

難波高麗館之上。とある處にて。古蹟在安國寺坂上。と攝津志にあり。攝津名所圖會。東生郡眞田山の北一町ばかりに舊跡あり。字を唐居殿と云とそとあり既に引て云り。

三年春二月辛卯朔庚子。掖玖人歸化。三月庚申朔。百濟王義慈。入王子豐章。爲質。秋九月丁巳朔乙亥。幸于攝津國有間溫湯。冬十二月丙戌朔戊戌。天皇至自溫湯。

三年辛卯

庚子十日なり○百濟王義慈。大日本史に。據三國史記東國通鑑。是時義慈未立とあり。さることなり。こゝは百濟王璋とあるへし。次云○王子豐章。これも誤なり。王子豐とあるへし。集解云。東國通鑑云。唐貞觀十五年。百濟武王四十二年。王璋薨。諡曰武。太子義慈立。義慈幼有孝友之行。時號海東會子。是年當貞觀五年。先于通鑑二十年也。とあり。されは東國通鑑に據に。是歲武王璋立三十二年なり。義慈立は天皇十三年にあり。十一年の後なり。されは本紀は誤なり。また唐書及三國史記東國通鑑等に。みな豐とあり。皇極紀に百濟太子餘豐とあるを宜しき。餘は彼國王の姓なり。璋は父の名なり。さて章を通證引る本。及考本に璋に作る。孝德紀にもしかあり○乙亥。十九日なり○有馬溫湯。和名抄攝津國郡名有馬阿利萬。釋紀に引。攝津國風土記云。有馬郡有鹽原山。此邊有鹽湯。因以爲名。とあ

○日本書紀通釋卷之五十五

り。神名帳。攝津國有馬郡有間神社。湯泉神社。攝津志に。有馬郡温泉。湯槽深三尺有餘。廣二丈許。長可四丈。上構浴室。中分室內。曰一湯。曰二湯。相傳。此泉性溫和。帶辰砂之氣。所以冠于天下温湯也。とあり。この神社は大穴牟遲命なり。千載集に。有馬の湯にこのひて。御幸ありける御供に侍けるに湯明神をば。三輪の明神となん申侍けると聞て。按察使資賢。珍らしきみゆきをみわの神ならは。しるしありまの出湯ならまし。

四年壬辰

四年秋八月。大唐遣高表仁。送三田耜。共泊于對馬。是時學問僧靈雲。僧旻。及勝鳥養。新羅送使等從之。

遣高表仁。此時唐太宗貞觀六年なり。舊唐書に。遣新州刺史高表仁。持節往撫之。表仁無綏遠之才。與王爭禮。不宣朝命而還。とあり。新唐書。高仁。此事次に云。靈雲僧旻。推古紀十六年の下に出。勝。姓氏錄山城諸蕃。勝。上勝同祖。百濟國人多利須々之後也とあり。右京上勝。百濟國人多利須々後也とあるを見れば。氏に云も姓に云も。同じ族なりしなり。氏人は。桓武紀に中務史生勝繼成。仁明紀に美濃人正親大令使勝廣吉等。改隸左京。外記日記に。朱雀帝時。左史生勝良義。小右記に。三條帝時。番長勝良真あり。氏族志云。出雲風土記。聖武帝時。本國大原郡大領。勝部君虫麻呂。東大寺正倉院文書。同時有出雲神門郡人。衛門府衛士勝部臣弟麻呂。及勝部首黑田。續紀。桓武帝時。有近江人勝首益麻呂。類聚國

史。同時有出雲采女勝部造眞上。類聚符宣抄。一條帝時。有香椎宮司勝伴宿禰公武。拾芥抄有勝宿禰。豈亦皆是族歟。と云り。さてまた勝を姓としたるものは。姓氏錄及其他の史にもいと多し。此紀にも韓島勝婆婆と云人。天智紀に見えて。そこに云り。この勝の訓もさたかならず。マサとも。カチとも訓めれど。諸蕃の姓に。村主と云かあまたあれば。其に據てスクリと訓つ。この事は雄略紀に云り。考合すへし。

冬十月辛亥朔甲寅。唐國使人高表仁等。到于難波津。則遣大伴連馬養。迎於江口。船卅一艘及鼓吹旗幟。皆具整飭。便告高表仁等曰。聞天子所命之使。到于天皇朝。迎之時。高表仁對曰。風寒之日。飭整船艘。以賜迎之。歡愧也。於是令難波吉士小槻。大河内直矢伏。爲導者。到館前。乃遣伊岐史乙等。難波吉士八牛。引客等入於館。即日給神酒。

甲寅。四日なり。○到于。秘閣本中臣本に。到を泊に作り。○大伴連馬養。大日本史大伴金村傳に。金村孫。昨有子。長德。日本紀。續日本紀。共不云其父。公卿。馬來田。吹負。長德字馬飼とあり。馬飼は馬養なり。白雉二年に右大臣にて薨せり。扶桑略記には。長德。昨。○鼓吹旗幟云々。これは唐禮に據れりしものなり。子男とあり。二世異なり。

るへし。唐書百官志に。節度使入レ境。州縣築_二節樓_一。迎以_二鼓角_一。などあり○大河内直。推古紀十六年に
 出。矢伏。名義未詳○到館前。到下。秘閣本中臣本及拾遺記に引るに于字あり○伊岐史。姓氏錄左京諸
 蕃。伊吉連。出_レ自_二長安人劉楊雍_一也とあり。氏族志云。劉楊雍一作劉家雍或楊雍。未知孰是。且不詳其爲何代人。然本書伊吉連。序之。王仁魯恭王等之後。板茂連。序之。盡達王之後。則其爲漢人。可_レ知。故序于此。云云。漢人の下に入れたり。天武紀十二年十月。壹岐史賜_レ姓曰連。とあり。齊明紀に。伊吉連博德。あるは。追書なるへし。氏族志云。其族
 有_二板茂氏。貫_二于河内_一。姓氏元正紀。從五位下板持史内麻呂等十餘人。賜_レ連。又有_二滋生氏_一。系出_二楊雍七
 世孫貴仁。仁明紀。河内人左近衛將監伊吉史豐宗等。同族十二人賜_レ姓滋生宿禰。本書以_二楊雍爲_二唐人_一。云云○給
 神酒。神をミツと訓む事既に云り。私記。神酒和語云_二美和_一とあり。玄蕃式云。凡新羅客人朝者給_二神酒_一。
 其釀_レ酒料稻。大和國賀茂。意富。纏向。倭文四社。河内國恩智一社。和泉國安那志一社。攝津國住道。伊佐
 具二社。各三十束。合二百四十束。送_二住道社。大和國片岡一社。攝津國廣田。生田。長田三社。各五十束。合
 二百束。送_二生田社。竝令_二神部。造。差。中臣一人。充_二給酒使。釀_二生田社。酒者。於_二敏賣崎。給之。釀_二住道
 社。者。於_二難波館。給之。とあり。古は新羅人に限らず。諸蕃使に賜ひしか。式の頃には。新羅客にのみ。
 此式の残れるなるへし。さて此時の唐客の事。馭戎慨言に論ひて云。唐書に。太宗貞觀五年遣_二使者入
 朝。帝於_二其遠。詔_二有司。毋_レ拘_二歲貢。遣_二新州刺史高仁表。往諭。與_レ王爭_レ禮不平。不_レ肯宣_二天皇命_一而還。
 といへる此時なり。太宗は高祖といひしか子にて。唐の第二世の王。貞觀五年は。すなはち此岡本の
 御代の三年にあたり。扱此時の使表仁を。新唐書又文献通考に。右の如く仁表とあれども。舊唐書

には書紀と同じく表仁とそある。與_レ王爭禮云々の事。書紀には見えず。但しさきの小治田の朝廷の御
 時の如く。此度の使も。大宮内に召されて。天皇を拜み奉りしことも記さるべきに。さることなくて。
 たゞ十月に難波津の館に入て。御酒を給はり。此の年の正月に。歸り罷りしよしをのみ記されたるは。
 よしありて京には召さるしにや。又めしつれと。かの唐書に言る如く。禮ことを争ひ奉りて。不平
 さりし故に記されさりしか。さたかならず。そも／＼かの太宗と云しは。いとかしこき王にて。其國
 をよく治て。さき／＼よりも勢勝れたるころほひにて。いよ／＼驕れる心には。御國よりの御使の趣も。
 さこそしたかひおちたらめと。思ひわたりつらむに。さはあらて。萬いと高かりけむを。思の外にあ
 やなしと思ひて。又御使遣はさんには。必倭王某と名のりて。ゐやゐやしとあるへしとやうに。云知
 らせ申さんとして。此高表仁をは遣せけん。されは表仁も。いと／＼みたりに驕り高ふりつと。いとこ
 かしこく。天皇をも輕しめ奉りて。かの國に順ひをる。かたはらの國王ともと伴しなみに。あへし
 ひ奉らむとせし故に。皇朝には。すへてさる無禮あへしらは。更にうけ玉はて。萬に／＼きひさりけ
 んこと。さもありぬへし。件信友も此事を論ひて。善隣國實記。舒明三年の下に。唐錄を引たる文引合はすへし。紀に同四年八月に。高表仁か來れるはこれなり。唐錄に。表仁云々。與_レ王爭_レ禮。不_レ肯宣_二朝命_一而還。とあれど。紀の文にては。然はきこえず。相應にあしらひ玉へるなり。然るに不_レ宣_二朝命_一而還といへるは。唐錄に見えたる。こなたへ申へき。と云はれ趣の言は。いと不禮しき事なれば。稜威に恐れて。申出さるつるを。歸りて争_レ禮などと論り復命したるなるへしといへり。と云はれ
 たり。

五年癸巳

五年春正月己卯朔甲辰。大唐客高表仁等歸國。送使吉士雄摩呂。黑摩呂等。到對馬而還之。

甲辰。二十六日なり。○高表仁等歸。この時の使者は。上に云る如く。不平にして歸りしものなるへし。杜佑か通典に。由是遂絶といへり。さて唐書の右のつゞきに。久之更附新羅使者。上書といへり。舊唐書には。これを貞觀二十二年のこととせり。孝德天皇大化四年なり。本紀には此事見えす。

六年甲午

六年秋八月。長星見南方。時人曰彗星。

彗星。倭名抄天地部。彗星。兼名苑注云。彗星和名波波岐保之。言其形如帚等也。彗注。按說文。彗掃竹也。又載彗字云。彗或从竹。是彗彗同字云々。とあり。

七年乙未

七年春正月。彗星廻見于東。夏六月乙丑朔甲戌。百濟遣達率柔等朝貢。秋七月乙未朔辛丑。饗百濟客於朝。是月。瑞蓮生於劔池。一莖二花。

甲戌。十日なり。○辛丑。七日なり。○瑞蓮。和名抄。草木部。蓮和名波知須。通證云。蓋蜂巢也。以三形狀得。名爾雅。荷芙蕖。其實蓮。皇甫湜記。瑞蓮綺々合。替公池。祥瑞圖曰。雙蓮爲華。孝經援神契曰。王者德

至於地。則華萃感。劔池。高市郡石川村にあり。應神紀に出。○一莖二花。通證云。群芳譜曰。竝頭蓮。晉泰和間生於玄圃。謂之嘉蓮。今所在有之。とあり。此も祥瑞として記せしものなるへし。

八年丙申

八年春正月壬辰朔。日蝕。三月。悉劾奸采女者。皆罪之。是時。三輪君小鷦鷯。苦其推鞠。刺頸而死。夏五月。霖雨大水。六月。災岡本宮。天皇遷居田中宮。秋七月己丑朔。大派王謂豐浦大臣曰。群卿及百寮。朝參已懈。自今以後。卯始朝之。已後退之。因以鍾爲節。然大臣不從。是歲大旱。天下飢之。

日蝕。長曆に。諸曆推不入。食限。此天變也。とあり。信かたき説なり。○劾。廣韻。劾推。窮罪人。とあり。本に劾に作るは非なり。○推鞠。鞠鞠同。考課令。推鞠得情。義解謂。鞠者窮罪也。○刺頸。刺を本に判に誤る。今改む。○田中宮。大和志に。高市郡田中宮。古蹟。在田中村。とあり。記傳云。田中。高市郡にも。添下郡にも。三代實錄十。また十四卷に。大和國田中神と云あるも。同地なるへし。神樂歌に。殖つきや田中のもりとあるは。添下郡也。と云れたれど。なほ高市郡の方なるへし。大和志に。田中神。今添下郡田中村にあり。貞觀七年四月無位より從五位下。○大派王。集解に。敏達天皇皇子有。大派皇子。見四年紀。とあり。紹運に。敏達天皇の御子難波皇。皇極紀にも。小德巨勢臣德太。代。大派皇子。而諫。とあり。こゝに王と書るも。なほ皇子なるへし。さらば王をもミコと訓

へし。この頃は未オホキミなと稱しにはあらし。○豊浦大臣。蝦夷なり○朝參已懈は。朝參せざるにはあらず。朝參の時節なご。いと濫なりしを宣へるなるへし○以鍾爲節。鍾は鐘と同じ。古字通用せり。擊鍾を以更點を定めたる事も。唐六典に見えて。彼に取玉ひしなれど。此に見えたるを始とす。この事は。高田與清か更鍾略考と云もの。按本朝更鐘の始は。舒明天皇八年に。大派王これを用ん事を。豊浦大臣に説たるに。豊浦従はず。孝徳天皇大化三年に。禮法を定て。午時退出の鐘を撞しめ玉ふ。天智天皇十年に。始て漏刻を置て時を候ひ。それに合せて鐘鼓を打しめたまへりしなりとて。其本文を盡擧げ。職員令陰陽寮式。其他の文とも。これに預る事ともを引て。委く云れたり。今其文ともを。孝徳天皇大化三年。天智天皇十年の下に引て注すへし。さて節をト、ノへと訓るは。萬十九。等登能倍賜下。古義云。二卷。御軍士乎。安騰毛比賜。齊流。鼓音者。三卷。網引爲跡。網子調流。舒明紀。以レ鐘爲レ節。孝徳紀。混ムラカシ齊。天下。など見ゆ。すへて登々能布と云は。離散るものを。呼立整齊るを謂言なること。右の語にて心得へし。されはこゝは朝廷に仕奉る百官人の。離散まじく。齊へ撫惠み玉ふよしなり。とあり○大臣不從。大臣の威權を以て。皇子等の制を受けんことを嫌ひ。また朝政の壅滯を何とも思はぬ私意より。従はさりしなるへし。

九年丁酉

九年春二月丙辰朔戊寅。大星從東流西。便有音似雷。時人曰。流星之

音。亦曰地雷。於是僧旻僧曰。非流星。是天狗也。其吠聲似雷耳。三月乙酉朔丙戌。日蝕之。

戊寅。二十三日なり○僧旻僧。下文惠隱僧の例なり。孝徳紀には旻法師とあり○流星。古本の訓に。ヨハヒホシと訓り。倭名抄。兼名苑云。流星一名奔星。和名與八比保之。とあり。或説に。呼星の義にて。此星の奔る音を以名けたりと云り。有音似雷とも。史天官書に。天狗狀如大奔星。有聲ともあれば。さもあるへし。夫木集に。うらやまし誰をみそらのよはひ星。暮るれば出て光しるらん。とよめるなごは。後の結婚の義に云るなり。結婚も。もと呼ぶ義より出たるなれど。其は末の義なれば。なほ聲に依れる名の方なるへし○地雷。神代紀に土雷の名あれども。異なり。これも史記天官書に。天鼓有音。如雷非雷。音在地下及地。などある文に據て。時人の名けたるか○是天狗也。太子傳曆には。僧旻法師曰。是謂天狐也。とあり。空中を奔る獸類に。天狗と云ものあれば。それなりと云へるか。山海經。其他の書に見えたり。星なり。所謂妖星なり。天狗と云かある事も。書に見えたりは。其を云るか。今にして詳ならず。應仁記に。寛正六年九月十三日夜亥刻に。坤方より良方へ光物飛渡ける。天地鳴動して。乾坤も忽折れ。世界も震裂するかと覺え云々。翌年文正改元の九月十三日同刻に。本の方へ飛歸けるを不思議なる。天狗流星と云物にて有けるとかや。など云ことも見えたり。これをアマツキツ子と訓るにつ

きて。そのもの事など。平田翁か古今妖魅考に云る説ともあれど。今ここに用なければはす。本書につきて見るへし○乙酉朔。本に酉を丑に作るは誤なり。今秘閣本信友校本。及本書旁書に酉本とあるに依て改む○丙戌。二日なり○日蝕之。長曆に。今曆推食。八分在レ巳。とあり。通鑑に。貞觀十一年丁酉二月朔日食。とあるこれなり。

是歲。蝦夷叛以不朝。即拜大臣上毛野君形名。為將軍令討。還為蝦夷見敗而走。入壘。遂為賊所圍。軍衆悉漏城空之。將軍迷不知所如。時日暮。踰垣欲逃。爰方名君妻歎曰。慄哉。為蝦夷將見殺。謂夫曰。汝祖等渡蒼海。跨萬里。平水表敵。以威武傳於後葉。今汝頓屈先祖之名。必為後世見嗤。乃酌酒強之。令飲夫。而親佩夫之劍。張十弓。令女人數十。俾鳴弦。既而夫更起之。取伏仗而進之。蝦夷以為軍衆猶多。而稍引退之。於是散卒更聚。亦振旅焉。擊蝦夷大敗。以悉虜。

蝦夷。養老說衣比須とあれども。此頃は未エミシと云しなり○壘は。塞なり。ソコと訓るは底に同じ。この事既に云り○所如。本に如を知に誤る。今中臣本。拾遺記に引る本に據て改む○將見殺。秘閣本。殺下則字あり○汝祖等。上毛野君祖等なり。荒田別鹿我別。新羅國を征せしこと。神功紀四十九年に見え。竹葉瀨。新羅國を征せしこと。仁徳紀五十三年に見えたり。通鑑に近江毛野臣を引きたる。○水表敵。本に敵を政とあり。今考本京極本信友所校一古本に據て改む○令飲夫。本に令字脱したり。今秘閣本中臣本に據て補ふ○女人數十の下。人字ある本もあれど。なき方宜し○鳴弦は。音を以て威せるなり。後の鳴弦の術の事には非ず○伏仗。伏をオケルと訓るは古語なり。オクは傍に置なり。また弓にフスともいひ。オキフシとも云り。

十年秋七月丁未朔乙丑。大風之折木發屋。九月。霖雨桃李華。冬十月。幸有間溫湯宮。是歲。百濟新羅任那並朝貢。

乙丑。十九日なり○桃李。本に李を季に誤る。今秘閣本中臣本集解等に據て改む○幸有間溫湯宮。攝津志に。有馬郡有馬行宮。古蹟在湯山村杉谷。舒明天皇十年幸于此。孝德天皇三年幸三行宮。即此。

十一年春正月乙巳朔壬子。車駕還自溫湯。乙卯。新嘗。蓋因幸有

十一年己亥

間。以闕新嘗。歟。丙辰。無雲而雷。丙寅。大風而雨。己巳。長星見西北。時曼師曰。彗星也。見則飢之。秋七月。詔曰。今年造作大宮及大寺。則以百濟川側爲宮處。是以西民造宮。東民作寺。便以書直縣爲大匠。

壬子。八日なり。乙卯。十一日なり。新嘗。通證に記不時也とあり。大御病などの事ありて。有間に幸行ありしに依て。延引せしを以。故に記せしなるへし。蓋因以下十字。信友本集解本。後人加筆とて削去れり。されとみたりに刪りかたし。丙辰。十二日なり。丙寅。二十二日なり。己巳。二十五日なり。見則飢之。曼子春秋に。彗星之出。天爲民之亂。見之。と云る本文などに據て。しか云るにや。大宮は。十二年の下に徙り玉へる百濟宮なり。大和志云。十市郡百濟宮。古蹟。飯高村。舒明天皇秋七月。構大宮於百濟川側。故址今半入廣瀨郡とあり。大寺。百濟寺なり。大和志云。廣瀨郡百濟寺。在百濟屬邑二條。隣十市郡。三代實錄爲十市郡とあり。三代實錄。元慶四年冬十月。大安寺三綱申牒。昔日聖德太子。創建平群郡熊凝道場。飛鳥岡本天皇。遷建十市郡百濟川邊。號曰百濟大寺。子部大神在寺近側。舍怒屢燒堂塔。天武天皇遷建高市郡夜部村。號曰高市大官寺。和銅元年遷都平城。聖武天皇遷建平城。號曰大安寺とあり。この寺の起り。天平二十年に書る。大安寺緣起に出たるを。今ここに載す。大安寺三綱言上。伽藍緣起。并流記資財帳。初飛鳥岡本宮御宇天皇之未登極位。號曰田村皇子。是時

小治田宮御宇太帝天皇。召田村皇子。以遣飽浪葦瑯宮。令問麻戶皇子之病。勅病狀如何。思欲事在耶。樂求事在耶。復命。蒙天皇之賴。無樂思事。唯臣伊熊凝村始在道場。仰願奉爲於古御世御世之帝皇。將來御世御世御宇帝皇。此道場乎。欲成大寺。營造。伏願此之一願。恐朝廷讓獻止奏支。大皇天皇受賜已訖又退。三箇日間。皇子私參向飽浪。問御病狀。於玆上宮皇子命。謂田村皇子曰。愛哉善哉。汝姪男自來問吾病矣。爲吾思慶。可奉財物。然財物易亡。而不可永保。但三寶之法不絶而可。以永傳。故以熊凝寺付汝。宜承而可永傳三寶之法者。田村皇子奉命。大悅再拜。唯命受賜而奉爲遠皇祖并大王。及繼治天皇御世御世。不絶。流傳此寺。仍率將妻子。以衣裔裹土營成。而永興三寶。皇祚無窮。後時天皇臨崩日。之。召田村皇子。遺詔皇孫。朕病篤矣。今汝登極位。授奉寶位。與上宮皇子讓朕熊凝寺。亦於汝毛授祚利。此寺後世流傳。勅支。仍即天皇位。十一年歲次己亥春二月。於百濟川側。子部社乎切排而。院寺家建九重塔。入賜三百戶封。號曰百濟大寺。此時社神怨而失火。燒破九重塔。並金堂石鷗尾。云々とあり。百濟川側。本に側を測とあり。兼永本應永本及太子傳に引るに據て改む。大和志云。廣瀨郡百濟川。自高市郡。流於郡東界。至子河。合入廣瀨川とあり。西民東民。東西は字の如し。大和河内を云にあらす。書直。天武紀。十年十二月。書直智德賜姓曰連とあり。應神紀十六年に注せり。縣を類史に懸とあり。誤なるへし。大匠。孝德紀に將作大匠あり。記歌に意富多久美とあり。匠の中の長なるへしと。記傳に云り。

秋九月。大唐學問僧惠隱。惠雲。從新羅送使入京。冬十一月庚子朔。饗新羅客於朝。因給冠位一級。十二月己巳朔壬午。幸于伊豫溫湯宮。是月。於百濟川側。建九重塔。

秋九月。秋字衍なるへし○惠隱。推古紀に。志賀漢人惠隱とあり○壬午。十四日なり○幸。天皇皇后共に幸し事。萬葉注に見ゆ。此時の事なるへし。次に載す○伊豫溫湯宮は。伊豫國溫泉郡にある宮の義なり。溫泉の事には非ず。釋紀引伊豫國風土記云。湯郡。大穴持命見悔恥。而宿奈毗古那命欲活而。大分速見湯。自下樋持度來。以宿奈毗古奈命而漬浴者。甞間有活起居。然詠曰。真甞寢哉。踐健跡處。今在湯中石上也。凡湯之貴奇。不神世時耳。於今世染疹病。萬生爲除病存身要藥也。天皇等。於湯幸行降坐五度也。以下大帶日子天皇。與大后八坂入姬命二軀爲一度也。以下帶中日子天皇。與大后息長帶姬命二軀爲一度也。以上宮聖德皇子。爲一度。及侍高麗惠慈僧。葛城臣等也。于時立湯岡側。碑文記云。法興六年十月歲在丙辰。我法王大王。與惠總法師。及葛城臣。逍遙夷與村。正觀神井。歎三世妙驗。欲叙意。聊作碑文一首。惟夫日月照於上而不私。神井出於下。無不給。萬所以機妙。應百姓。所以潜扇。若乃照給無偏私。何異于壽國。隨華臺而閉合。沐神井而瘳疹。詎升于落花池。而化溺。窺望山岳之巖。嘔反翼。子平之能。往椿樹相磨。而穹窿實相五百之張蓋。臨朝啼鳥。而戲吐下。何

曉亂音之聒耳。丹花卷葉。映照玉葉。彌葩以垂井。經過其下。可優遊。豈悟洪灌宵庭意。與才拙實慚七步。後定君子幸無虫吟也。以上岡本天皇并皇后二軀爲一度。以後岡本天皇。近江大津宮御宇天皇。淨御原宮御宇天皇二軀爲一度。此謂幸行五度也。已上所見。釋紀十四釋紀文と校すへき文。萬葉釋に見えたるを。此に載す。湯郡天皇等。於湯幸行降坐五度也。以下大帶日子天皇。與大后八坂入姬命二軀爲一度也。以上大帶中日子天皇。與大后息長足姬命二軀爲一度也。以上宮聖德皇子。爲一度。及侍高麗惠慈僧。葛城王(臣カ)等也。立湯岡側碑文一處。曰伊社瀧波之岡也。所名伊社瀧波者。當土諸人等。其碑文欲見。而伊社那比來。因謂伊社瀧波一本也云々。以岡本天皇並皇后二軀爲一度。于時於大殿戶。有樞云(與カ)臣木。於其上集鴈云(與カ)此米鳥。天皇爲此鳥。枝繫穗等養賜也。後岡本天皇。近江大津宮御宇天皇。淨見原宮御宇。三軀爲一度。此謂幸行五度也。以上萬葉釋三の文なり。按に此は。上の釋紀に引たる文と。全く同しかれど。彼は委しく。是はあらし。此行幸の古蹟されどもかたみに異なる處あれば。こゝに舉たり。萬葉注なるは。文を略て引たるなり。右等の文に據れば。此行幸の古蹟は。此湯岡側なる伊社瀧波と云處なるへし。此を萬葉三。山部宿禰赤人か至伊豫溫泉。作歌あり。其歌に。皇祖神之。神乃御言乃敷坐。國之盡。湯者霜。左波爾雖在。島山之。宜國跡。極此疑。伊豫之高嶺乃。射狹庭乃。岡爾立之而。歌思。辭思。爲師。三湯之上乃。樹村乎見者。臣木毛。生繼爾家里。鳴鳥之。音毛不更。遐代爾。神左備將往。行幸處。とあり。なほ此碑の所在を考るに。橘春暉か北窓瑣談。文政己酉刻。に。寛政甲寅の春。伊豫國道後の温泉の側に畑ありて。昔より土民の云傳へて。不淨をいむ。もしこの畑を汚す時は。祟を得て寒熱を發す。今年松山のそれかし考にて。此中に必聖德太子の温泉の碑あるへしとて。人して掘出たり。されはこそとて。未全く出終らざる前より。水にて洗ひなどして見たりしに。聖德太子。其昔温泉へめされし時の御文章見えたりしに。其時隨從の人の姓名を載せたり。稀代の珍

物なりとて。悦び堀たりしかは。温泉のあたり近き土地を。堀穴にせし故に。温泉中へ濁り行たりしかは。所の人大に驚き。もし温泉に別條ある時は。此里の人民數百人。飢渴に及ふへし。この碑堀る事無用なりとて。皆々いましめ止めたりしかは。餘議なくて又其まゝに埋めたり。いと殘多き事なりきと。此あたりの人語りきと見えたり。この事につきて。伴信友か記せしものあり云。弘化二年夏。おのれ京にある時。伊豫の大洲近きわたりの郷人。矢野玄道と云若人。物學に京に上りたりとて。度々來通ふにつきて。道後碑の事を問ひたるに。答へたる趣。松山領にあり。城下より東方十餘町はかりに。道後の湯あり。其東北湯の元と云處に。義安寺といふ小寺あり。其寺に湯の薬師の小堂あり。堂中に平なる石の。凡高五尺はかり。幅三尺はかりなるを建たり。いつの比よりか。其石の平面を。壁の如く土にて塗おけり。此土剝落れば災ありと云傳へて。剝れは則ち塗る例なるか故に。石面を見る事能はず。或説に文字ありといへとも。慥ならず。さて其建石の前に。尋常の薬師佛の像を安置せるかあり。予云。其建石決てかの法興云々の古碑なるへし。伊豫風土記の文に。大穴持命宿奈毗古那命とあるを。常陸なる大洗酒列磯前の神は。此二神を祭れるを。薬師菩薩の號を賜ひたるに准へて。こゝなるも然申したるを。後に佛の薬師像を置たるものなるへし。北窓瑣談の。寛政六年甲寅の頃云々。元の如く埋みたりと云るは。傳聞の誤ならむといへは。玄道云。此瑣談はズルす。さる事の有無もしらすと云り。初冬に及び。玄道歸國して。春は再上京すへき山にて。別れを告るに依て。いかてよ

く計ひて尋よとあつらへつけて。其計方をも。何くれと示しやりて。玄道漢才もありて。きはめて朴質なる人なり。おのれ前に江戸にて。瑣談の説を聞て。松山藩の儒者某に。中人以て其碑の事尋つるに。おろく聞及へり。尙能問質して答へむとて。年経れども未だ答なし。かの寛政六年より五十餘年。其わたりの若人などは。其時の事を聞傳へたるもあるへし。今推量するに。大旨瑣談の趣にて。其元の如く埋みたりと云は。傳聞の誤にて。實はかの薬師堂にをさめ。其祟あらむ事を恐れて。碑面を洗露せず。なほ土を塗たるか例として。今に及びたるにやあらん。其心得して。よくはからひてよと。これも玄道に語りて別れぬ。弘化二年十一月始信友記とあり。さてこの後の事。いかとなりしにかあらん。あまりくたくしけれと。この宮處の因に此に載しつ〇建九重塔。百濟寺の塔なり。通證に。塔在廣瀨郡百濟屬邑二條。三代實錄爲三十市郡とあり。さて重をコシと訓は。層級の義なり。萬葉に。之奈射加流故之とあるも。故之の枕詞に。階級放ると云るも同じ。

十二年庚子
 十年二春二月戊辰朔甲戌。星入月。夏四月丁卯朔壬午。天皇至_{カヘリオハシマシテ}。自_レ伊豫_{ステニマシマス}。便居_ニ厩坂宮_{ムマヤサカノミヤ}。五月丁酉朔辛丑。大設齋_ニ。因以請_テ惠隱僧_ニ。令說_ニ无量壽經_ニ。冬十月乙丑朔乙亥。大唐學問僧清安_{フキヤウソウハ}。學生高向漢人_{タカウヘノカニ}玄理_{クワロマサ}。傳_ニ新

羅而至之。仍百濟新羅朝貢之使。共從來之。則各賜爵一級。是月。徙於百濟宮。

甲戌。七日なり。○壬午。十六日なり。○厩坂宮。大和志に。高市郡厩坂宮。古蹟未詳。とあり。○辛丑。五日なり。○令説无量壽經。佛説無量壽經二卷あり。通證に宮講之始とあり。○清安。考本に清を請とあり。この事已に推古紀十六年に云り。○玄理。一訓にクエンリとあり。是も推古紀十六年に出。○傳新羅。傳訓ツタハリテは。ツタヒテの意なり。天武紀にもかく訓る處あり。記の垂仁段に。自尾張國傳以。追科野國とあり。仁徳段に。自其島傳而。幸行吉備國。萬葉二十に。太上天皇皇太后。幸行河内離宮。傳幸於難波宮。などあり。記傳云。歌などに。鳥傳ひ浦傳ひなど云常の事にて。日代宮段に。伊蘇豆多布ともあり。傳とは往たる處より。即又異處に往を云なり。と云れたるか如く。こゝも唐より新羅に傳ひ。さて本國に至れるなり。○賜爵一級は。賜冠位一級とあるも同じ。○百濟宮。去年作始玉ひし大宮なり。徙を本に徒に誤れり。

十二年辛丑

十三年冬十月己丑朔丁酉。天皇崩于百濟宮。丙午。殯於宮北。是謂百濟大殯。是時。東宮開別皇子。年十六而誅之。

丁酉。九日なり。○崩。大日本史云。本書享年缺。皇胤紹運錄。愚管抄。神皇正統記。皇代略記。一代要記。並曰。即位年三十七。崩年四十九。水鏡曰。即位年四十七。未知孰是。とあり。○丙午。十八日なり。○百濟大殯は。殯宮の大なるを以。さる名を稱せしにやあらん。詳ならず。さて眞の御葬は。皇極紀二年にあり。また改葬のこと。三年紀に見えたり。○東宮開別皇子は。天智天皇なり。開別は御名なり。この事天智紀に云り。さて或説云。按此皇子於是稱東宮。皇極天皇元年紀。稱皇太子。然未見下立爲皇太子。文。皇極天皇四年紀曰。讓位於輕皇子。立中大兄。爲皇太子。又孝德天皇紀云。以中大兄爲皇太子。皇年代略記曰。大化元年六月立太子。日本史。亦以孝德天皇即位元年。立爲皇太子。據之則立爲皇太子。在孝德天皇即位元年。無疑。然則以前稱東宮或皇太子者。疑以此皇子天皇之嫡子。而中興之英主。後人追稱之傍書者。遂據入于本文者歟。又此皇子御名葛城。日本史曰。一天命開別尊。其御諡號也。無皇子以諡號稱例。疑此亦後人傍書據入謬本文者歟。と云り。この疑もさることながら。此時東宮にて坐しを。蝦夷か忌嫌奉りなどして。東宮を下して。御母皇極天皇を。立まゐらしむ事などありしも知かたし。強ては云かたし。なほ此事は他に云へし。また開別を御諡號と思ひしも誤なり。これは始よりの御名なること。慥かなる證ありて。天智紀に云り。日本史も。御名を記後人傍書據入なりとは定めかたし。本紀のまゝに心得てあるべきなり。

日本書紀卷第二十三終

秘閣本中臣本終字なし

大正十二年三月十五日印刷
大正十二年三月二十日發行

日本書紀通釋第四

定價金六圓三十錢

著者 飯田武郷

發行者 東京市神田區今川小路一丁目一番地
株式會社 大 鐙 閣

取締役社長 久世勇三

印刷者 東京市京橋區木挽町一丁目十四番地
工藤正雄

印刷所 東京市京橋區木挽町一丁目十四番地
中條印刷所



著作權 所有

發行所

東京市神田區今川小路
大阪南區三休橋詰

株式會社 大 鐙 閣

終